

# きときと情報 2020 154号

富山県中小企業団体中央会

**特集1** 令和2年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

**特集2** 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

経営者に聞く：大興運輸倉庫株式会社 代表取締役 古木 準一氏

組合紹介：富山県鉄筋工事業協同組合さんよりこんにちは

中央会いんぷおめーしょん：組合会計税務講習会を開催、補助金活用セミナーを開催 ほか



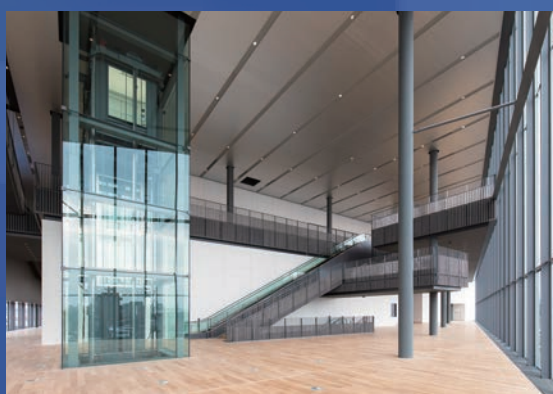
表紙のこぼ

## 富山県美術館

富山県美術館は、平成29(2017)年8月に全面開館した美術館です。「アートとデザインをつなぐ美術館」をコンセプトのひとつとし、世界的なコレクションを新しい切り口やテーマ、見せ方で紹介することで、人々とアートやデザインをつなぐ場となることを目指しています。館内では、所蔵するポスターのうち3,500点を大型タッチパネルで閲覧したり、体の動きで仮想空間に自由に絵を描ける「3Dドローイング」を楽しめるなど、美術に親しみやすい仕掛けが施されています。また、ガラス張りとなった館内東側からは環水公園や立山連峰を一望できるほか、遊具で遊べる屋上庭園「オノマトペの屋上」が解放されており、世代を問わず楽しめる観光スポットとしても魅力的な場となっています。

〈写真提供：富山県美術館〉

- 上段左：富山県美術館
- 上段右：三沢厚彦 (Animal 2017-01-B)
- 富山県美術館所蔵 撮影：小杉善和
- 中段左：富山県美術館 3階からの眺望
- 中段右：富山県美術館 ポスタータッチパネル
- 下段左：富山県美術館 オノマトペの屋上
- 下段右：富山県美術館 ホワイエ



経営者・役員・従業員とそ  
のご家族の  
安心の保障を準備する  
ために  
中央会の共済制度を  
ご活用ください。

BESTパートナー  
大樹生命



### 従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、  
安定した退職金準備が  
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
大樹生命保険株式会社



### 経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱\* (月払)の場合、  
一般扱 (口座振替月払等) で  
ご契約いただくよりも、  
保険料が割安になります!

#### オーナーズプラン

経営者の  
各種リスクマネジメントのために

#### パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの  
保障準備をサポート



### 業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる  
従業員さまのケガなどのリスクを  
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
業務災害補償保険 取扱代理店  
大樹生命保険株式会社



\* 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み  
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い  
込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで  
お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ  
たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起  
情報)」「ご契約のしおり-約款」および富山県中小企業団体中央会  
の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取  
扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山市本町3-21 損保ジャパン富山ビル5F TEL:076-441-3194  
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064(損保) B-2020-101(2020.4)  
B-2020-1009(2020.4) 使用期限 2021.3.31

# きときと情報154号

## C O N T E N T S

### 特集 1

2

令和2年度富山県の中小企業向け主要施策  
及び融資制度

### 特集 2

32

新型コロナウイルス感染症対策関連施策

### 経営者に聞く

40

大興運輸倉庫株式会社 代表取締役 古木 準一 氏

### 組合紹介

42

富山県鉄筋工事業協同組合さんよりこんにちは

### 組合だより

43

- ・井波彫刻協同組合  
お札飾りを簡単に設置～木鼻棚を制作しました～
- ・伝統工芸高岡銅器振興協同組合  
伝統技術を動画で紹介しています

### 事務局ペンリレー

44

宇奈月温泉旅館(協) 事務局長 開場 茂 氏

### ほっと一息

44

世界の最新の食事指針  
情報提供: 富山青果物商業協同組合

### 元気印! 青年部・女性部

45

組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました

### 組合Q&A

45

総会における増資議決の効力について

### 中央会いんぷおめーしょん

46

- ・組合会計税務講習会を開催
- ・補助金活用セミナーを開催
- ・本会人事異動のお知らせ

### 広報

48

とやま中小企業人材育成カレッジ2020 受講生募集!

### トピックス

富山の魅力・味力

# 特集1 令和2年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

富山県では中小企業向けに様々な施策や融資を実施しています。本号では、県及び関係機関の主要施策と融資制度を抜粋して紹介します。

## 1 創業を考えている方への支援

### 創業・ベンチャー挑戦応援事業

#### 1. 対象者

県内で1年以内に創業予定又は創業後3年以内の中小企業者等

#### 2. 内容

新規性・独自性のある事業計画の実施について必要な経費の一部を助成

#### 3. 補助率・補助限度額

##### (1)補助率

1/2以内

##### (2)補助限度額

製造業・建設業 2,000 千円、その他の業種(卸小売サービス業等) 1,000 千円

#### 4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構中小企業支援センター  
TEL 076-444-5605

### プラン公募型起業家誘致事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

#### 1. 対象者

県外在住の創業者(県内で1年以内に創業予定又は創業後3年以内の中小企業者等)

#### 2. 内容

県内での新規性及び成長性のある独創的な商品・ノウハウ・アイデアなどを活用した新商品・新サービスの研究開発及びその事業化について必要な経費の一部を助成

#### 3. 補助率・補助限度額

##### (1)補助率

1/2以内

##### (2)補助限度額

製造業・建設業 2,000 千円、その他の業種(卸小売サービス業等) 1,000 千円

#### 4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構  
企画管理課 TEL 076-444-5600

### 若者・女性等スタートアップ支援事業

#### 1. 対象者

県内で1年以内に創業予定又は創業後3年以内の中小企業者等

#### 2. 内容

若者・女性・シニアのアイデア等を活かした事業計画の実施について必要な経費の一部を助成

#### 3. 補助率・補助限度額

##### (1)補助率

1/2以内

##### (2)補助限度額

製造業・建設業 2,000 千円、その他の業種(卸小売サービス業等) 1,000 千円

#### 4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構中小企業支援センター  
TEL 076-444-5605

### インキュベーション施設の提供

#### 1. 対象

新事業分野や研究開発に取り組む企業等

#### 2. 内容

情報通信環境を整備したオフィススペースを低廉な家賃で提供

#### 3. お問い合わせ

(一財) 富山県産業創造センター TEL 0766-26-5151  
(株) 富山県総合情報センター TEL 076-432-1116  
(株) 富山県産業高度化センター TEL 0766-62-0500

## 2

## 新事業展開を考えている方への支援

### 地域資源活用事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

#### 1. 対象者

産地の技術や農林水産品、観光資源等、富山県が指定する地域資源を活用して行う新商品・新サービスの開発等を行う中小企業及び中小企業者のグループ

#### 2. 内容

新商品、新サービスの開発に要する経費及び開発した新商品、新サービスの販路開拓事業に要する経費の一部を助成(生産性向上につながるものであること)

#### 3. 補助率・補助限度額

- (1)補助率 1/2以内
- (2)補助限度額 5,000千円

#### 4. お問い合わせ

(公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援センター  
販路開拓支援課 TEL 076-444-5602

### 農商工連携推進事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

#### 1. 対象者

新商品、新サービスの開発等を行う中小企業者等と農林漁業者との連携体

#### 2. 内容

新商品、新サービスの開発に要する経費及び開発した新商品、新サービスの販路開拓事業に要する経費の一部を助成

#### 3. 補助率・補助限度額

- (1)補助率 2/3以内
- (2)補助限度額 2,000千円

#### 4. お問い合わせ

(公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援センター  
販路開拓支援課 TEL 076-444-5650

### 観光ビジネス支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

#### 1. 対象者

北陸新幹線敦賀延伸や航空路線等の拡充に関連して行う新商品・新サービスの開発等を行う中小企業者及び中小企業者のグループ

#### 2. 内容

新商品開発、新サービス提供等に要する経費の一部を助成

#### 3. 補助率・補助限度額

- (1)補助率 1/2以内
- (2)補助限度額 1,000千円

#### 4. お問い合わせ

(公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援センター  
販路開拓支援課 TEL 076-444-5602

### トライアル発注認定制度 (新事業分野開拓事業者認定事業)

#### 1. 対象者

新商品・新サービスの開発によって新たな事業分野の開拓を図るベンチャー企業、中小企業者

#### 2. 内容

当該事業者の新商品・新サービスを県が認定し、随意契約で優先的に調達、利用後の意見をフィードバック

#### 3. お問い合わせ

富山県商工労働部経営支援課  
金融係 TEL 076-444-3248

## 3

## 職業能力開発に関する支援

### 現場の技術・技能伝承支援事業

#### 1. 内容

現場の技術・技能の可視化や、人材育成方法等の習得を図る研修事業を実施します。

#### 2. お問い合わせ

富山県商工労働部労働政策課 TEL 076-444-3256

## 能力開発セミナー（通年）

県が予めメニューを作成するレディメイド型訓練、企業ニーズに応じ実施するオーダーメイド型訓練を実施。仕事に必要な専門知識の習得や技能の向上、各種資格取得など幅広い分野の講習を実施します。

### 1. 高度技能人材育成講習

熟練技能者等の活用により、中小企業在職者のものづくり技能の向上を図る研修を実施します。

### 2. グローバル人材育成講座（通年）

ものづくり企業の海外展開を担う人材の育成ニーズに対応した多様な短期研修講座を実施

### 3. お問い合わせ

富山県技術専門学院 TEL 076-451-8802

## 4

## 技術開発を考えている方への支援

### 技術開発への支援

#### 1. 対象

技術力向上と新商品開発に取り組む県内企業

#### 2. 内容

- (1)技術支援：技術相談、技術指導、依頼試験、設備利用
- (2)研究開発：共同研究
- (3)技術者育成：研修生受け入れ、研究会の開催
- (4)技術情報の提供：技術情報誌の発行、テクノシンポジウムの開催、施設見学

#### 3. お問い合わせ

富山県産業技術研究開発センター  
(旧富山県工業技術センター) TEL 0766-21-2121

### ものづくり研究開発支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

#### 1. 対象者

新商品・新技術の研究開発等による競争力強化の取り組みを行う中小企業者及び中小企業者のグループ

#### 2. 内容

新商品・新技術の研究開発に要する経費の一部を助成

#### 3. 補助率・補助限度額

- (1)補助率 1/2以内
- (2)補助限度額 2,000 千円

#### 4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構  
イノベーション推進センター 連携促進課  
TEL 076-444-5607

### 小さな元気企業応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

#### 1. 対象者

小規模企業における次のいずれかの要件を満たす新商品・新技術開発等

- ・2社以上の小規模企業の連携によるもの
- ・商工団体の経営指導等を受けた事業計画によるもの

#### 2. 内容

新商品・新技術開発等に要する経費の一部を助成

#### 3. 補助率・補助限度額

- (1)補助率 1/2以内
- (2)補助限度額 500 千円

#### 4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構中小企業支援センター  
経営支援課 TEL 076-444-5605

## 5

## 知的財産権等に関する支援

#### 1. 対象

特許、実用新案、意匠、商標等について知りたい、相談したい中小企業者

#### 2. 内容

- (1)相談等
- (2)情報提供
- (3)特許検索指導：特許情報プラットフォームの活用など、特

許情報検索に必要な基礎知識から活用の仕方まで助言

(4)特許流通支援(特許流通コーディネータ)

企業、大学、研究機関等の保有する特許の移転・導入を支援。県内企業に対する開放特許の移転・導入支援、特許流通に関する相談・指導を実施

(5)講演会・講習会の開催

### 3. お問い合わせ

各商工会議所・各商工会

(一社) 富山県発明協会(知財総合支援窓口)  
((1)~(3)、(5)) TEL 0766-27-1150

富山県知的所有権センター((1)、(2)、(4))

TEL 0766-29-1252

## 6 IT、IoT を活用したい方への支援

### IoT・AI 等導入・活用に向けた総合的な支援

#### 1. 内容

①活用理解促進(経営者向けセミナーやIoT導入企業への視察など)

②現場リーダー育成(体系的な講座等の開催)

③相談窓口の設置、出前講座の実施、指導者の育成・現場派遣

④IoT推進コンソーシアムの活性化(情報発信、ニューズレター配信)

⑤IoT・AI活用ステップアップ補助金

企業の活用段階に応じた補助金

補助率1/2

上限(3段階)

スモールスタート支援(ホップ)補助金500千円

本格展開支援(ステップ)補助金1,000千円

フル活用支援(ジャンプ)補助金2,000千円

#### 2. お問い合わせ

富山県商工労働部商工企画課

(富山県IoT推進コンソーシアム事務局)

TEL 076-444-3242

## 7 事業承継を考えている方への支援

### 相談等

#### 1. 対象

事業承継の様々な問題でお悩みの中小企業者

#### 2. 内容

(1)後継者人材バンクによる起業家引き合わせ、M&Aに係る相談、M&A仲介業者への橋渡し等

(2)円滑な事業承継の進め方、事業承継計画の作り方、親族外承継の注意点など事業承継に関する情報提供や助言を実施

#### 3. お問い合わせ

(1)富山県事業引継ぎ支援センター

((公財)富山県新世紀産業機構内)

TEL 076-444-5625

(2)(独)中小機構北陸本部の相談窓口

TEL 076-223-5546

### 税制面の支援

#### (事業承継円滑化のための税制措置)

#### 1. 対象

非上場会社の株式等の相続又は贈与を受けた後継者の方

#### 2. 内容

相続税や贈与税の納税猶予など

#### 3. お問い合わせ

最寄の税務署へお問い合わせください。

・富山税務署 TEL 076-432-4191

・高岡税務署 TEL 0766-21-2501

・魚津税務署 TEL 0765-24-1370

・砺波税務署 TEL 0763-33-1073

発行日の時点で募集が終了している場合もございますので、詳細につきましては各機関にお問合せください。

# 県の融資制度

## 設備投資の促進・新成長産業への挑戦

資金名	融資対象	資金用途
設備投資促進資金	工場・店舗・事務所等の新增設や機械設備、事業用車両、店舗設備等を導入する中小企業者（駐車場、資材置場などの更地の取得は対象になりません）	設備資金 （設備投資に伴う運転資金） ※運転資金のみの利用は不可
生産性革命推進枠 取扱期間 令和3年3月31日まで	(1)老朽化した生産設備から生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する生産設備への入替えもしくは新たに増設する中小企業者 (2)販売または役務の提供に係る業務向上のための設備を導入し、業務効率の1%以上の向上を図る中小企業者 ※次の場合は融資利率を優遇:①小規模企業者の場合、②経営力向上計画または先端設備等導入計画の認定を受けた事業計画を実施する中小企業者の場合	設備資金 （設備投資に伴う運転資金） ※運転資金のみの利用は不可
IoT支援特別資金 取扱期間 令和3年3月31日まで	IoTを用いた設備を導入し、生産性またはエネルギー効率の1%以上の向上を図る中小企業者	設備資金
新成長産業育成 支援資金	次のいずれかの事業を営む中小企業者で、当該事業に必要な資金または産学官連携により当該事業に係る新技術・新製品の研究開発等に必要な資金 (1)再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業 (2)医療・介護・健康関連分野の製造業 (3)富山湾の海洋深層水を活用した製品の製造業 (4)先端ものづくり分野（航空機、ロボット、次世代自動車、最先端IT、高機能素材分野、デジタルものづくり分野、ヘルスケア）に係る装置・部品等の製造業 (5)5Gに関連する研究開発・製造業	設備資金 （設備投資に伴う運転資金） ※運転資金のみの利用は不可
再生可能エネルギー 利用促進資金	再生可能エネルギー（太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱）を利用した発電設備の導入を行う中小企業者	設備資金 （設備投資に伴う運転資金） ※運転資金のみの利用は不可
防災・減災対策促進資金	自然災害の発生に備え、災害の影響を軽減するための施設の整備・補強、資機材の導入、燃料の備蓄等を行う中小企業者で、次のいずれかに該当するもの (1)BCP（事業継続計画）を策定したもの (2)事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けたもの	設備資金 （設備投資に伴う運転資金） ※運転資金のみの利用は不可

## 創業時の資金繰りを支援

資金名	融資対象	資金用途	
創業支援 資金	創業者枠	(1)事業を営んでいない個人であって事業を開始する予定があるもの (2)事業を開始した中小企業者であって創業後2年以内のもの	設備資金 運転資金
	事業承継 支援枠	(1)後継者不足等のため存続見通しがつかない中小企業者から当該事業を承継するもの (2)相続時の資金繰りが困難なこと等により事業の存続見通しがつかない相続人（事業資産の取得資金、法人継承者による経営権（株式）買取資金、その他継承事業の運営に必要な資金を対象としています） ※次の場合は保証料率を優遇：★事業承継をきっかけに経営革新等に取り組む場合	設備資金 運転資金
	事業承継 支援枠 〔事業承継特別保証 （P26）利用時〕	経営者保証コーディネーターの確認を受けて、事業承継特別保証制度を利用する中小企業	設備資金 運転資金
	地域再生・ 創生特別融資	県内事業者から地域再生に資する事業を引き継ぐ県内に主たる事業所を有する中小企業者で、以下のいずれにも該当するもの (1)承継元の事業の従業員が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）超でその過半数の雇用を維持するもの (2)施設・設備の新增設または改修を行うもの	設備資金 運転資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。 ※2 建物（土地）の取得については、必ず事前にご相談ください。



## 利用上の注意点

- ・支払い済の資金は、融資対象になりません。
- ・設備資金は、固定資産として計上するものが対象になります。
- ・建物（土地）の取得については、必ず事前にご相談ください。

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (令和2年4月1日現在)	保証料率(※1) (令和2年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金1,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2)1億円	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土地) を取得する場合(※2)15年以内 (1年以内)	年1.65%以内 (令和3年3月31日まで)	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.25%以内 ①または②に 該当する場合 年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
1,000 知事特認1,500	10年以内(1年以内)	年0.60% 県の利子補給により 実質無利子	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.10%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.15%以内 太陽光売電設備は 年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 15年以内(1年以内) 運転資金 7年以内(1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (令和2年4月1日現在)	保証料率(※1) (令和2年4月1日現在)	
3,500	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.4% 保証必須 (令和3年3月31日まで)	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2)1億円	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土地)を取得 する場合(※2)15年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05% ★に該当する場合 年0.15%～年0.85% (令和3年3月31日まで)	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
8,000 ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2)1億円 (うち運転資金8,000)	10年以内(1年以内)	年1.20%以内	年0.10%～年0.58% (令和3年3月31日まで)	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課
1億円 (うち運転資金3,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由 のうえ県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

## 新事業の展開を支援

資金名		融資対象	資金使途
新事業展開支援資金	地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠	福祉、環境、特産品の加工等、地域に貢献する事業（コミュニティビジネス）を行う者で、有償で行われるなどビジネス要件を備えている事業者	設備資金 運転資金
	経営革新枠	経営革新計画の承認を受けた事業を行う中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	新事業展開支援枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行い、新事業の占める割合が5年以内に1/4以上となることが見込まれる事業展開を行う中小企業者または出資法人で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	建設業等新分野進出支援枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行う建設業、卸・小売業を営む中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金

## 地域の活力向上を支援

資金名		融資対象	資金使途
地方創生推進資金	県内進出・本社機能等強化支援枠	(1)県外で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、新たに富山県内で事業を開始する予定があるものまたは県内で事業開始後1年以内のもの 法人：本社機能や研究開発拠点の移転、県内における新たな支店・営業所の開設など 個人：事業所の移転など ※次の場合は融資利率を優遇：①県内雇用5人以上の場合、②地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの）による場合 (2)地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの）に基づく施設・設備等の導入を行う県内中小企業者	設備資金 運転資金
	少子化対策枠	次の施設整備等を行い、子育て支援に関する環境整備に取り組む中小企業者 (1)事業所内保育施設や授乳室の設置など子育てしやすい職場環境の整備 (2)商店街の段差解消や小児用トイレ・ベビーシートの設備等の子育てバリアフリー	設備資金
	ブランド力向上支援枠	次のいずれかに該当する中小企業者で、当該事業に必要な資金 (1)地域産業資源活用事業計画、農工商等連携事業計画に係る事業または上記事業に係る国の補助金、とやま新事業創造基金の補助金の交付決定を受けたもの (2)「明日のとやまブランド」育成対象に選定された事業者 (3)富山県トライアル発注制度の認定を受けた事業者（認定日から3年以内） (4)富山プロダクツに選定された事業者（選定日から5年以内）	設備資金 運転資金
	デザイン産業・コンテンツ産業支援枠	デザイン産業・コンテンツ産業（映像（映画・アニメ）、音楽、ゲーム、ソフトウェアの制作を担う産業）に属する事業を営む中小企業者で、従業員を新たに雇用するもの	設備資金 運転資金
	海外市場開拓支援枠	(1)海外市場へ進出する中小企業者が、支店・営業拠点等の海外事業拠点の開設（合弁会社等の海外現地法人の設立を含む）に要する資金 ※県内事業所の規模縮小・従業員の減少を伴わないものを対象としています (2)海外市場へ進出する中小企業者が、海外向け製品の生産・販売等に要する資金 ※生産は県内で行われるものに限り	設備資金 運転資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 建物（土地）の取得については、必ず事前にご相談ください。

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (令和2年4月1日現在)	保証料率(※1) (令和2年4月1日現在)	
2,000	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	商工会議所または商工会の認定書を添えて、取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,500)	設備資金 10年以内 (3年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.68%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課

※県経営支援課 076 - 444 - 3248

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (令和2年4月1日現在)	保証料率(※1) (令和2年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2) 1億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を取得する場合(※2) 15年以内 (1年以内)	(1)年1.30%以内 ①に該当する場合 年1.25%以内 ②に該当する場合 年1.20%以内 (2)年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
3,000	7年以内 (1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
7,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
3,000	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課
設備資金 4,000 運転資金 1,000	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内 TPP域内を 対象とする場合 年1.25%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課

※県経営支援課 076 - 444 - 3248

## 商業・商店街等の活性化

資金名	融資対象	資金用途
商業・サービス業 活性化資金	(1)商店街において、出店（新規・空き店舗）、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者 (2)空き店舗への出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者（商店街以外のエリアを対象） (3)商店街整備計画に基づきその環境整備を行う組合	(1)設備資金 運転資金 (2)、(3) 設備資金
観光旅館施設 整備枠	(一般枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者（中小企業者以外のものを含む） (1)宿泊施設の新設、増設及び改修 (2)宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3)宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4)設備の導入及び既存設備の改善	設備資金
	(特別枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者 （中小企業者で富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合の組合員） (1)宿泊施設の新設、増設及び改修 (2)宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3)宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4)設備の導入及び既存設備の改善	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可

## 環境にやさしい社会をめざして

資金名	融資対象	資金用途
環境施設整備資金	次の施設整備等を行う中小企業者 (1)公害防止施設の整備 (2)フロン等対策施設の整備 (3)廃棄物のリサイクル施設の整備 (4)地下水の保全・水資源の有効利用施設の整備 (5)山岳地トイレの整備 (6)温室効果ガスの排出抑制施設の整備 (7)低公害車の導入 等	当該施設整備等に要 する設備資金
立山環境配慮バス購入資金	立山有料道路等（桂台～室堂）で運行する路線バスまたは貸切バスを自動車NOx・PM法の基準に適合するものに買い替える中小企業者	設備資金

## 地域産業の活性化

資金名	融資対象	資金用途	
特定地域・産業 活性化資金	企業立地 促進枠 次に掲げる事業を営む者で、地方公共団体等が造成した用地において、設備の新増設を行い、事業開始前後1年間に新規雇用数が原則として3人以上となる者（原則として中小企業者） ①製造業 ②情報通信業 ③卸売業 ④道路貨物運送業 ⑤倉庫業 ⑥デザイン業 ⑦コールセンター業	設備資金	
	薬業振興枠	(家庭薬振興資金) (1)県内に住所を有する医薬品配置販売業者 (2)県内に事業所を有する医薬品製造業者等	(1)医薬品配置販売 業者 運転資金 (2)医薬品製造業者等 設備資金 運転資金
		(和漢薬開発促進資金) 和漢薬を主とする医薬品の開発に必要な資金 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	設備資金 運転資金
		(懸場帳購入資金) 懸場帳の購入に必要な資金 県内に住所を有する医薬品配置販売業者	設備資金 (販売業者が購入す る懸場帳)
	(薬業基盤強化資金) 事業の統合や承継など基盤強化を図るために必要な資金 (1)県内に住所を有する医薬品配置販売業者 (2)県内に事業所を有する医薬品製造業者等	設備等資金	

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。



## 事業の活性化

資金名	融資対象	資金使途
事業活性化促進資金	事業の多角化や合理化、拡大を行うことにより、経営基盤を強化し事業の活性化に取り組む中小企業者	運転資金

## 経営の安定・倒産の防止

資金名	融資対象	資金使途
小規模企業等経営支援短期資金	従業員50人（商業・サービス業は20人）以下の小規模事業者等（償還方法を一括返済にする場合、同日付けの新規貸付は対象になりません）	運転資金
小口事業資金	一般小口枠 従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者（富山市内の事業者の方は、他の制度融資をご利用ください）	設備資金 運転資金
	零細小口枠 従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	設備資金 運転資金
経営安定資金	地域産業対策枠 経済的構造的要因等により、最近3ヶ月以上1年以内の期間の売上高が前年同期比10%以上減少または最近時決算において経常赤字の中小企業者	運転資金
	経済変動対策緊急融資 取扱期間 令和3年3月31日まで 次のいずれかに該当する中小企業者 (1)最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少 (2)原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ仕入価格が前年同期比20%以上上昇、かつ最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っているもの	運転資金
	小規模企業支援枠 取扱期間 令和3年3月31日まで 最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している小規模企業者 ※小規模企業者とは、従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	運転資金
	企業再生支援枠 取扱期間 令和3年3月31日まで 次のいずれかに該当する中小企業者で、具体的で実現可能な経営改善計画を金融機関と連携して策定しているもの (1)最近時決算において経常赤字の者 (2)㈱整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者 (3)民事再生法等による法的再建手続きを行う者 (4)中小企業再生支援協議会から再生支援の認定を受けた者 (5)信用保証協会の企業再生支援チームの支援を受けている者 (6)㈱地域経済活性化支援機構の支援を受けている者 (7)とやま中小企業再生支援ファンドの支援を受けている者	設備資金 運転資金
	連鎖倒産防止枠 国または信用保証協会が指定した倒産企業に50万円以上の債権を有する中小企業者（事業実績が1年未満の中小企業者もご利用いただけます）	運転資金
緊急経営改善資金 取扱期間 令和3年3月31日まで 最近3ヶ月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営の改善が期待される中小企業者	(1)一般枠 県の融資制度(県小口事業資金、小規模企業者等経営支援短期資金を除く)のほか、金融機関の保証付既往債務(※2)の借換え (2)小口枠 県小口事業資金の借換え	

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 建物（土地）の取得については、事前に保証協会にご相談ください。

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (令和2年4月1日現在)	保証料率(※1) (令和2年4月1日現在)	
3,000	5年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関

※県経営支援課 076 - 444 - 3248

融 資 条 件				融資申込先等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (令和2年4月1日現在)	保証料率(※1) (令和2年4月1日現在)	
600	1年以内	年1.70%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関
零細小口枠との合計で 2,000 (無担保) (保証債務残高が2,000万円以下等の条件を満たす者にあつては、無担保無保証)	設備資金 7年以内 (6ヶ月以内) 運転資金 5年以内 (6ヶ月以内) (ただし、最近決算において2期連続して経常赤字を計上し、かつ、県内の商工会議所、商工会または中小企業支援センターにおいて経営指導を受けている場合は7年以内)	年1.80%以内	年0.6% 保証必須 ただし、特別小口保険の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または商工会を經由のうえ取扱金融機関 (※) ※市町村が特定する金融機関でご利用いただけます
信用保証協会の保証付き 融資残高との合計で 2,000 (無担保) (保証債務残高が2,000万円以下等の条件を満たす者にあつては、無担保無保証)	設備資金 7年以内 (6ヶ月以内) 運転資金 5年以内 (6ヶ月以内) (ただし、最近決算において2期連続して経常赤字を計上し、かつ、県内の商工会議所、商工会または中小企業支援センターにおいて経営指導を受けている場合は7年以内)	年1.75%以内	年0.7% 保証必須 ただし、特別小口保険の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または商工会を經由のうえ取扱金融機関 (※) ※市町村が特定する金融機関でご利用いただけます
5,000	7年以内 (1年以内)	年1.70%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の認定書を添えて取扱金融機関
8,000 (地域産業対策枠との合計)	7年以内 (1年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須 セーフティネット保証5号を利用する場合 年0.5%	市町村の認定書を添えて取扱金融機関
3,000	7年以内 (1年以内)	年1.20%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の認定書を添えて取扱金融機関
1億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	取扱金融機関を經由のうえ県経営支援課
5,000 (ただし債権額を限度とします)	7年以内 (1年以内)	年1.45%以内 (令和3年3月31日まで)	年0.6% 保証必須	取扱金融機関
(1) 8,000 (2) 2,000 [借換と同額 (上限1,000) までの新規運転資金を含む ※運転資金のみのご利用はできません]	10年以内 (1年以内)	年1.70%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の認定書及び実施計画書を添えて取扱金融機関

※県経営支援課 076 - 444 - 3248

# その他法律に基づく貸付制度

## 中小企業高度化資金貸付制度

1. 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う場合に所要資金の一部を長期、低利で融資する制度です。

資金の種類	内 容	貸付の相手方
集 団 化 事 業	事業協同組合等の組合員が、工場団地・卸団地等の一定の地区（一の団地又は主として一の建物）に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を設置する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
集 積 区 域 整 備 事 業	事業協同組合等の組合員が、当該組合員が集積している一定の区域（商店街、工場街又は工業・店舗等の集団化された区域）において、経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を設備する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
施 設 集 約 化 事 業	事業協同組合、共同出資会社等が、共同店舗、共同工場等の建物を設置する事業	事業協同組合等
共 同 施 設 事 業	事業協同組合等が、組合員の共同利用に供する施設を設置する事業	事業協同組合等
設 備 リ ー ス 事 業	事業協同組合等が、生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括取得し、組合員に買取予約付で賃貸する事業	事業協同組合等
商店街整備等支援事業	まちづくり会社等が各種コミュニティ施設（コミュニティホール、ポケットパーク等）の整備を行う事業と、併せてショッピングセンター型の商業店舗の整備を行う事業	(1) 特定会社 （地方公共団体が出資し、出資者の2/3以上が中小企業者など） (2) 一般社団法人等 （一般社団法人にあってはその社員総会における議決権、一般財団法人にあっては、設立時の提出総額の1/2以上が地方公共団体及び事業協同組合等であることなど） (3) 商工会、商工会議所等



2. 主要な資金種類別の貸付条件等については次の通りですが、中小小売商業振興法や中心市街地活性化法などの法律の認定を受けて実施する事業等は無利子貸付けになる場合がありますので、詳細については、県経営支援課にお問い合わせ下さい。
3. この資金の借入に当たっては、事業の計画作成段階から、県の指導、診断を受ける必要がありますので、計画が具体化する前に、県経営支援課（TEL 076-444-3249）にご相談下さい。

（利率については、変更になることがあります。）

貸付対象施設	貸付利率	貸付期間（うち据置期間）	償還方法	貸付限度
集団化に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	年 0.45%	20 年以内（3 年以内）	年賦 （元金均等償還）	整備資金（貸付対象施設を取得し、造成し、又は設備するのに必要な資金）の 80% 以内
施設整備に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	〃	〃	〃	〃
共同化に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
共同利用に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
リースに必要な設備、附属設備	〃	当該設備の耐用年数を勘案して知事が定める期間	〃	〃
商店街整備等支援事業に必要な土地、建物、構築物、設備	無利子	20 年以内（3 年以内）	〃	〃

# 政府系金融機関等による金融一覧（1）

## 株式会社商工組合中央金庫

制 度 名	融 資 対 象	資金使途
一 般 貸 付	商工中金の株主となつていただいている中小企業の各種団体とその構成員 (注) このほか中小企業の共同出資会社やメンバーの皆様方の海外法人等も融資対象となります。	運転資金 設備資金

※商工中金には上記のほか独自の総合支援策がありますので、詳細は商工中金へお尋ね下さい。

## 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名	融 資 対 象	資金使途
普 通 貸 付 ( 一 般 貸 付 )	卸 売 業 資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	運転資金 設備資金
	小 売 業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人・個人	
	サ ー ビ ス 業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	特定設備資金
	製造業、建設業、 運輸業、その他 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人・個人	
小 規 模 事 業 者 経 営 改 善 資 金 貸 付	常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）の方で商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
主 な 特 別 成 貸 付	新 規 開 業 資 金 新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金
	女 性、若 者 / シ ニ ア 起 業 家 資 金 女性又は35歳未満かつ55歳以上の方であつて、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金
	新 事 業 活 動 促 進 資 金 経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方など	運転資金 設備資金
	新 創 業 融 資 制 度 新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方	運転資金 設備資金

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

※この他、「東日本大震災復興特別貸付」などをお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

株式会社商工組合中央金庫 富山支店 076-444-5121 高岡支店 0766-25-5431

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
	商工中金 所定利率	運転 原則として10年以内 (据置期間2年以内) 設備 原則として15年以内 (据置期間2年以内)	必要と認めるもの 要	商工中金 [商工中金の代理店になっ ている信用組合、信用 金庫でもご利用いただ けます。]

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 国民生活事業 076-431-1191 高岡支店 国民生活事業 0766-25-1171

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
4,800万円	お使いみち、ご 返済期間、担 保の有無等によ って異なる利率 が適用されま す。詳細は 当公庫(国民 生活事業)へ お尋ね下さい	運転 7年以内 (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	担保(不動産、有価 証券等)などにつ きましてはお客 様のご希望を伺 いながらご相談 させていただきます	国民生活事業
7,200万円		20年以内 (うち据置期間2年以内)		
2,000万円		運転 7年以内 (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	無	商工会議所、商工会等
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)	担保(不動産、有価 証券等)などにつ きましてはお客 様のご希望を伺 いながらご相談 させていただきます	国民生活事業
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
3,000万円 (うち運転資金1,500万円)			各種融資制度で定める ご返済期間以内	無

# 政府系金融機関等による金融一覧 (2)

## 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	
主 な 特 別 貸 付	新企業育成貸付 再チャレンジ支援融資	廃業歴のある方など、一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金	
	企業 活 力 強 化 貸 付	事業承継・集約 活性化資金	事業を承継する方など	運転資金 設備資金
	企業 活 力 強 化 貸 付	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	運転資金 設備資金
	企業 活 力 強 化 貸 付	海外展開・ 事業再編資金	海外展開を図る方など	運転資金 設備資金
	企業 活 力 強 化 貸 付	ソーシャルビジネス 支援資金	社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など	運転資金 設備資金
	対 策 エ ネ ル ギ ー 貸 付	環境・エネルギー 対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	運転資金 設備資金
	小 規 模 事 業 者 経 営 発 達 支 援 資 金	小規模事業者 経営発達支援資金	経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者の方	運転資金 設備資金
	食 品 貸 付	食品貸付	食品関係の小売・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	設備資金
	企 業 再 生 貸 付	企業再生資金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再生を図る方	運転資金 設備資金

※この他、「東日本大震災復興特別貸付」などをお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

貸付条件		担保等	申込先	
限度額	利率			
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	お使いみち、ご返済期間、担保の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫(国民生活事業)へお尋ね下さい	運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)	国民生活事業	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		担保(不動産、有価証券等)などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 8年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内) (※) 従業員5人以下の場合は据置期間3年以内		
7,200万円		設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	運転 20年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)			

# 政府系金融機関等による金融一覧 (3)

## 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名		融 資 対 象	資金使途
生 活 衛 生 貸 付	一 般 貸 付	生活衛生関係の事業を営む方	設備資金
	振 興 事 業 貸 付	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	運転資金 設備資金
	生 活 衛 生 改 善 貸 付	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合（組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センター）の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 貸 付	経 営 環 境 変 化 資 金	売上が減少するなど業況が悪化している方	運転資金 設備資金
	金 融 環 境 変 化 資 金	取引金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している方	運転資金 設備資金
	取 引 企 業 倒 産 対 応 資 金	取引企業などの倒産により、経営に困難を来している方	運転資金

※この他、「東日本大震災復興特別貸付」などをお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。  
 ※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

貸付条件		期 間	担 保 等	申込先
限 度 額	利 率			
7,200万円～4億8千万円 業種によって異なります	お使いみち、ご返済期間、担保の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい	13年以内 （一般公衆浴場は30年以内） （うち据置期間1年以内 （返済期間が7年超の場合 2年以内））	担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
運転 5,700万円 設備 1億5,000万円～ 7億2,000万円 業種によって異なります		運転 7年以内 （うち据置期間2年以内） 設備 20年以内 （お使いみちによって異なります） （うち据置期間2年以内）		
2,000万円		運転 7年以内 （うち据置期間1年以内） 設備 10年以内 （うち据置期間2年以内）	無	生活衛生同業組合
4,800万円		運転 8年以内 （うち据置期間3年以内） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）	担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
別枠 4,000万円以内		運転 8年以内 （うち据置期間3年以内） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）		
別枠 3,000万円以内		8年以内 （うち据置期間3年以内）		

# 政府系金融機関等による金融一覧（4）

## 株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

特定事業を営む中小企業の方

◆次の業種の方は対象になりません：農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービスを除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど

### ● 新企業育成貸付 新たな事業を開始する方、異業種・異分野へ進出する方へ

資金名	ご利用いただける方	資金用途	貸付条件
			融資限度額 (うち運転資金)
新事業育成資金	新規性・成長性のある事業を始めておおむね5年以内の方	設備資金 長期運転資金	6億円
女性、若者/シニア 起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
中小企業経営力 強化資金	認定経営革新等支援機関の指導や助言、または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により経営力の強化を図る方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)

### ● 企業活力強化貸付 企業活力促進のために積極的な設備投資等を行う方へ

資金名	ご利用いただける方	資金用途	貸付条件
			融資限度額 (うち運転資金)
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化やものづくり基盤技術の高度化を進める方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
IT活用 促進資金	情報化投資を行う方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
海外展開・ 事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	設備資金 長期運転資金	14億4千万円(別枠) (9億6千万円)
地域活性化・ 雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、 地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)

※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乘せられます。詳細は窓口でお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。



## ◆中小企業の規模

- ・製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- ・卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- ・小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- ・サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

貸付条件			申込先
主な融資期間	主な融資利率	担保等	
設備資金 20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率②,③ (上限3%)	◆一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①,②,③	〃	〃
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①,②,③ 基準利率-0.2%	〃	〃
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率① 基準利率	〃	〃

貸付条件			申込先
主な融資期間	主な融資利率	担保等	
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①,②,③ 基準利率-0.4%	◆一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証が不要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ②,③ 基準利率-0.9%	〃	〃
設備資金 20年以内 (うち据置期間原則2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間原則2年以内)	特別利率①,②(上限3%) 基準利率-0.65%(上限3%) 基準利率-0.4%(上限3%) 特別利率(上限3%)	〃	〃
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①,②,③	〃	〃

# 政府系金融機関等による金融一覧 (5)

## 株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

### ● セーフティネット貸付 経営環境の変化などにより、資金繰りに困難をきたしている方へ

資金名	ご利用いただける方	資金使途	貸付条件
			融資限度額 (うち運転資金)
経営環境変化 対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円
金融環境変化 対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	設備資金 長期運転資金	3億円(別枠)

### ● 企業再生貸付 事業再建に取り組む方へ

資金名	ご利用いただける方	資金使途	貸付条件
			融資限度額 (うち運転資金)
事業再生支援資金	〈アーマー DIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
	〈レイター DIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		
企業再建資金	経営改善や経営再建などに取り組む方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円

※このほか環境・エネルギー対策資金、東日本大震災復興特別貸付等各種特別貸付があります。  
 ※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乗せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。  
 ※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。  
 【代理貸付】当公庫中小企業事業の代理店の窓口にご相談下さい(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です)。

## 名古屋中小企業投資育成株式会社

区分	投資対象	資金使途	引受限度
一般投資	経営に特色があり成長意欲のある企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	設備資金 運転資金	増資後議決権 比率の50%以内  [新株予約権付 社債等の場合 は、引受時にお いて当該予約 権を行使したと 仮定した場合、 議決権比率が 50%以内となる 範囲]
ベンチャービジネス 投資	先端的・独創的な技術またはノウハウをもつ研究開発型企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受		
創業投資 (設立新株投資・創業期投資)	起業家が会社を設立する場合や既存企業が新規事業へ進出を図るために 新会社を設立する場合、もしくは設立後5年以内の企業 《投資の種類》 ①設立新株投資 ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受 ②創業期投資 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	創業資金	

※株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業でも申し込みの取次をしています。  
 ※なお、投資した後は資本金が3億円を超えても、追加投資は可能です。

貸付条件			申込先
主な融資期間	主な融資利率	担保等	
設備資金 15年以内 (うち据置期間3年以内) 運転資金 8年以内 (うち据置期間3年以内)	基準利率 (長期運転資金に 限り、上限3%)	◆一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方 の個人保証が必要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談 のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 15年以内 (うち据置期間3年以内) 運転資金 8年以内 (うち据置期間3年以内)	基準利率	〃	〃

貸付条件			申込先
主な融資期間	主な融資利率	担保等	
1年以内 (うち据置期間1年以内)	基準利率 (上限3%)	◆一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方 の個人保証が必要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談 のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 10年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 5年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率 (上限3%)		
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 15年以内 (一定の要件を満たす場合20年以内) (うち据置期間2年以内)	基準利率(上限3%) 特別利率①(上限3%) 特別利率③(上限3%)	〃	〃

配当・利率	条件
(株式) 一定の安定配当を お願いします  (社債) 長期プライムレ ートを参考にして決 めます。	(一般投資) ①資本金3億円以下の株式会社(特例法に該当される場合3億円超でも可) 投資育成会社の引受けによって、資本金が3億円を超えることは可 ②業種は、風俗営業等およびその経営内容が公序良俗に反するもの、または一時的もしくは投機的なものは対象外 ③原則として、一定水準の利益を上げており、今後も成長発展する見込みがあること
	(ベンチャービジネス投資) ①一般投資の①及び②の条件を満たしていること ②先端的・独創的な技術またはノウハウに裏付けられた製品の製造あるいはサービスの提供を行っていること ③売上高に対する試験研究費の比率が過去2期にわたり3%以上であること ④会社設立後または新事業進出後10年以内であること
	(創業投資) ①設立予定の会社の設立登記時の資本金が、3億円以下の株式会社であること(特例法に該当される場合3億円超でも可) ②設立予定の会社の業種が、一般投資の②の条件を満たしていること ③設立予定の会社の経営者が、事業の経営に関する知識・経験等を有するなど、その経営力が認められること ④設立予定の会社の事業計画に妥当性が認められ、かつその事業が将来、成長発展する見込みがあること ⑤原則として、投資後5年を経過した年度より、一定水準以上の配当が維持できる利益が見込まれること ⑥設立後5年以内の会社の場合には、資本金3億円以下の株式会社(特例法に該当される場合3億円超でも可)であって、上記②～⑤の条件を満たしていること

# 信用保証協会保証制度

## 主な信用保証制度

### 創業時の資金調達に

制度の名称	対象資金等(概要)	資金使途
創業等関連保証	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
創業関連保証	産業競争力強化法に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金

### 短期資金を継続的に調達するために

制度の名称	対象資金等(概要)	資金使途
短期継続サポート融資保証	金融機関からの推薦がある中小企業・小規模事業者の資金繰りの安定化を図る資金	運転資金
税理士連携短期継続保証	北陸税理士会所属の税理士等からの推薦がある中小企業・小規模事業者の資金繰りの安定化を図る資金	運転資金

### 突発的な資金不足に備えるために

制度の名称	対象資金等(概要)	資金使途
当座貸越(貸付専用型)根保証	反復継続して必要なときに借入できる事業資金	運転資金 設備資金
事業者カードローン当座貸越根保証	反復継続してカードにより借入できる事業資金	運転資金 設備資金

### 事業資金の円滑化を図るために

制度の名称	対象資金等(概要)	資金使途
中小企業特定社債保証	中小企業者の発行する社債(私募債)に対する保証	運転資金 設備資金

### 経営上の課題を解決するために

制度の名称	対象資金等(概要)	資金使途
条件変更改善型借換保証	保証付借入について返済条件の緩和を受けている中小企業・小規模事業者の事業計画の実施に必要な借換資金及び新規事業資金 ※	運転資金 設備資金
経営力強化保証	金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けている中小企業者の事業計画の実施に必要な借換資金及び新規事業資金 ※	運転資金 設備資金
事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画に従って事業再生の計画を実施するために必要な借換資金及び新規事業資金	事業再生の計画の実施に必要な資金に限る

※自ら事業計画を策定し、当該計画の実行と金融機関への進捗報告を行う必要があります。

### 大規模な経済危機、災害等が発生したときに

制度の名称	対象資金等(概要)	資金使途
危機関連保証	大規模な経済危機、災害等により、著しい信用収縮が生じた中小企業者の事業継続や経営安定を図るために必要とする資金 ※	経営の安定に必要な資金

※・本保証を発動すべき突発的な事態が生じた場合、国が発動し(告示)、予め適用期限を区切って実施される。  
・この保証の対象者は、中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長等の認定を受ける必要があります。

### 経営承継が必要なときに

制度の名称	対象資金等(概要)	資金使途
事業承継特別保証制度	事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求せず、また、専門家による支援・確認を受けた場合には信用保証料率の引き下げを行うことで、中小企業者の事業承継の促進を図ることを目的とする保証	運転資金 設備資金
経営承継関連保証	経済産業大臣の認定を受けた中小企業者であって、経営の承継に不可欠な資産等を取得するために必要な資金	運転資金 設備資金
経営承継準備関連保証	経済産業大臣の認定を受けた中小企業者であって、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な資金	運転資金 設備資金

このほか、代表者個人又は事業を営んでいない個人を対象に、上記保証に類似した保証制度も設けております。

※1 会計参与設置会社(確認書類:商業登記簿謄本(写))の場合、0.1%の割引を行います。  
 ※2 一部の保証を除き、有担保の場合、0.1%の割引を行います。

保証限度額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率(年)(※1)(※2)	担保
1,500万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
2,000万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要

保証限度額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率(年)(※1)(※2)	担保
100万円以上5,000万円以内 (1企業1口限り)	1年以内 (4回まで継続可能)	金融機関 所定利率	0.45%~1.90%	必要に応じ
5,000万円 (1企業1口限り)	1年以内 (4回まで継続可能)	金融機関 所定利率	0.45%~1.90% [推薦する税理士等が認定経営革新 等支援機関の場合は、0.1%割引]	必要に応じ

保証限度額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率(年)(※1)(※2)	担保
100万円以上2億8,000万円以内	1年もしくは2年 (更新4年以内)	金融機関 所定利率	0.39%~1.62%	5,000万円超 原則有担保
100万円以上2,000万円以内	1年もしくは2年 (更新4年以内)	金融機関 所定利率	0.39%~1.62%	原則不要

保証限度額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率(年)(※1)(※2)	担保
<別枠> 4億5,000万円 (ただし社債発行額3,000万円~) 5億6,000万円の範囲です)	2年以上7年以内	(支払金利) 発行体所定利率	0.45%~1.90%	必要に応じ

保証限度額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率(年)(※1)(※2)	担保
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	金融機関 所定利率	0.45%~1.90%	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内) 既保証を借り換える場合 10年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%~1.75% ※3 責任共有対象外の既保証を 同額以内で借り換える場合 0.50%~2.00% ※3	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 15年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.80% 責任共有対象外の既保証を 同額以内で借り換える場合 1.00% 特別小口保険の要件を満たす場合 0.80%	必要に応じ

※3 原則として、通常の保証料率区分よりも1区分低い料率を適用します。

保証限度額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率(年)(※1)(※2)	担保
<別枠> 2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	必要に応じ

保証限度額	保証期間(うち据置期間)	融資利率	保証料率(年)(※1)(※2)	担保
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%~1.90% [経営者保証コーディネーター※4 による確認を受けた場合 0.20%~1.15%※1,2の対象外]	必要に応じ
<別枠> 2億8,000万円	運転資金 10年以内(1年以内) 設備資金 15年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%~1.90% 特別小口保険の要件を満たす場合 0.70%	必要に応じ
<別枠> 2億8,000万円	運転資金 10年以内(1年以内) 設備資金 15年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%~1.90% 特別小口保険の要件を満たす場合 0.70%	必要に応じ

※4 事業承継ネットワーク地域事務局等に常駐する専門家です。

# (公財) 富山県新世紀産業機構 中小企業支援制度

## 中小企業再生支援協議会とは

企業再生をお考えの皆さまに、専門知識を持ったスタッフが、あらゆる角度から再生の取組みのお手伝いをいたします。

### 相談内容

- 企業再生に関する窓口相談の実施と対応策のアドバイス
- 専門家のプロジェクトチームによる経営改善計画作成支援
- 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務等整理

#### ● 公的な協議会

当協議会は国から富山県新世紀産業機構が委託を受けて事業を行う公的な機関です。  
(各都道府県に1ヶ所設置されています)

#### ● 専門家が常駐

中小企業の再生経験豊かな専門家が常駐し、いつでも相談に応じます。

#### ● 地域全体がバックアップ

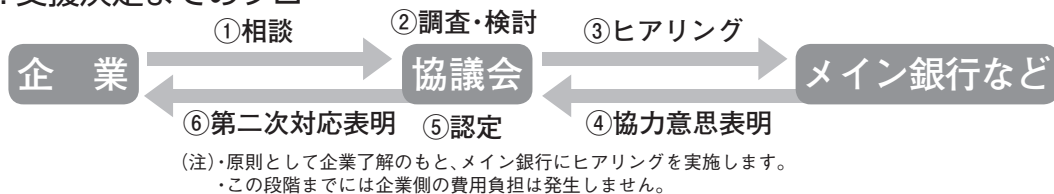
富山県内の中小企業支援団体や金融機関など、地域が一体となって企業再生をバックアップいたします。

## 第一次対応のフロー (無料)

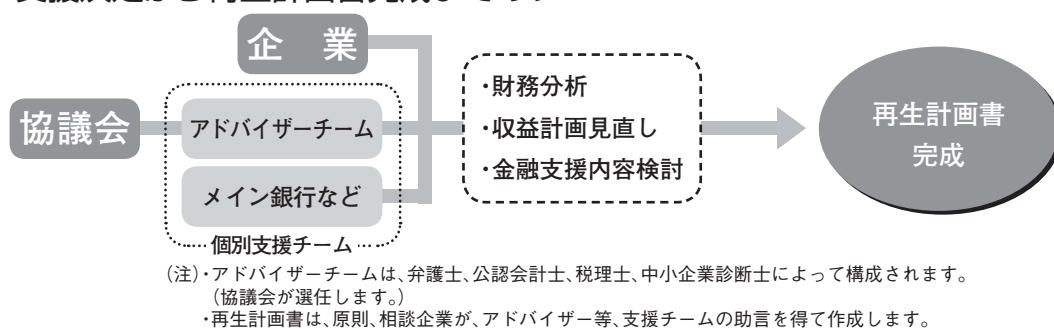


## 第二次対応のフロー

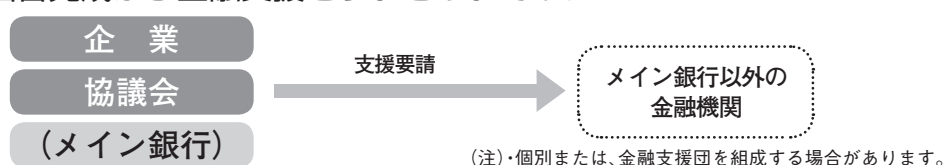
### 1. 支援決定までのフロー



### 2. 支援決定から再生計画書完成までのフロー



### 3. 再生計画書完成から金融支援とりまとめまでのフロー



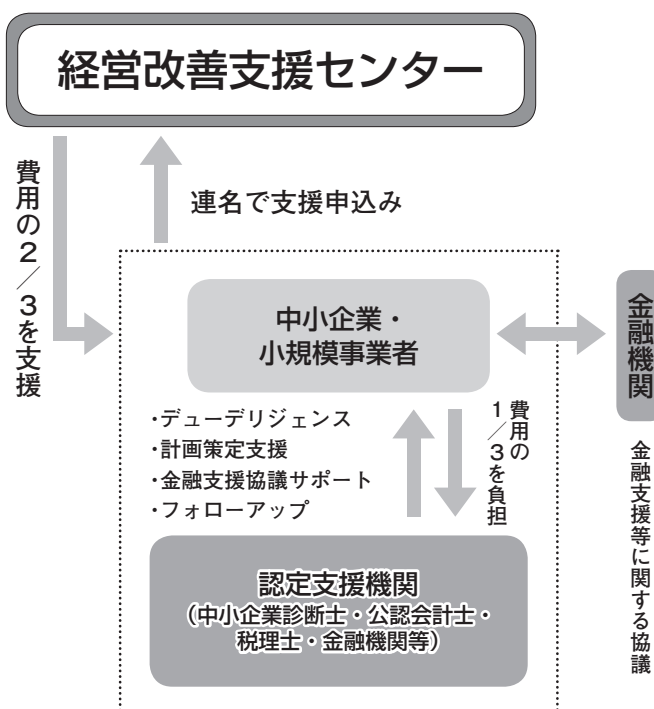
### 4. 再生計画スタート後

協議会は、再生計画書の策定支援、金融支援のとりまとめにとどまらず、以降一定期間再生計画書の進捗状況のフォローにも協力させていただきます。(支援の継続)

## 経営改善支援センターとは

- 金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用、フォローアップ費用につき、総額300万円を上限として、その2/3を支援します。
- 条件変更などの金融支援を必要としない、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図など早期の経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払い費用の2/3（上限20万円まで）を支援します。

## 事業スキームの概要



## 対象となる事業者

事業内容や財務状況など、経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者

## 事業の流れ

### 支援の申込み・策定支援

- ・ 中小企業・小規模事業者と本事業に係わる認定支援機関は、連名で、経営改善支援センターに対し経営改善計画の策定を申込みます。
- ・ 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者に対して経営改善計画の策定支援を実施します。

### 金融支援等の協議

- ・ 認定支援機関のサポートを受けて、中小企業・小規模事業者は、策定した経営改善計画に基づく金融支援について、金融機関と協議します。

### 策定計画の提出・確認

- ・ 認定支援機関は、関係金融機関が合意した経営改善計画・金融支援等を経営改善支援センターに提出します。
- ・ 経営改善支援センターは、認定支援機関から提出された計画を確認し、費用の2/3を支援します。

### フォローアップ

- ・ 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の計画達成状況について定期的なモニタリングを行い、その結果を経営改善支援センターに報告します。（フォローアップ費用も支援対象）

### 連絡先

#### 富山県中小企業再生支援協議会

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル2階)  
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内  
TEL(076)444-5663 FAX(076)444-5618

### 連絡先

#### 富山県経営改善支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル2階)  
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内  
TEL(076)441-2134

## 富山県よろず支援拠点とは

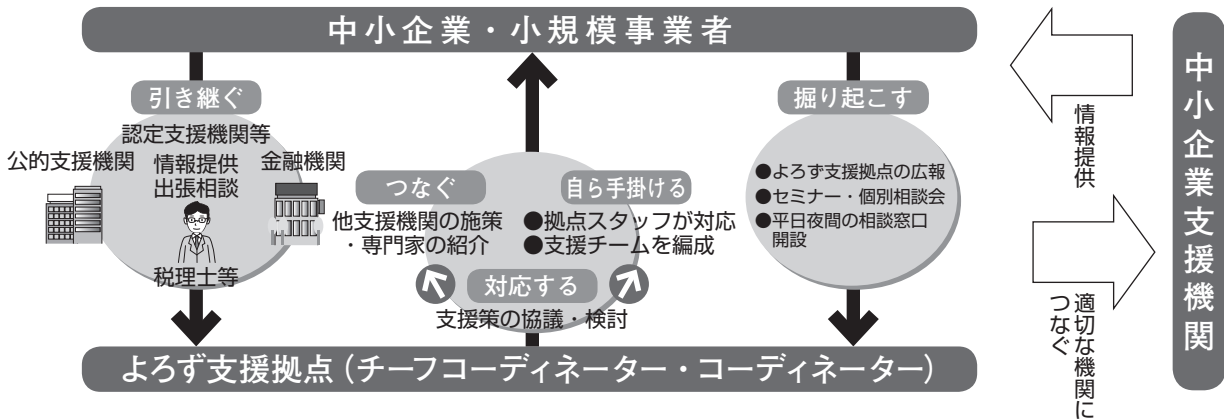
経済産業省から「よろず支援拠点事業」の委託を受け、中小企業・小規模事業者のための総合経営相談所「富山県よろず支援拠点」を設置しています。

よろず支援拠点ではチーフコーディネーター及びコーディネーターが事業者の相談に応じ、経営課題を分析、課題解決に向けた総合的・先進的経営アドバイスを行うほか、各支援機関との連携・課題ごとの適切なチーム編成など、環境の変化や事業の成長段階に応じた支援を継続的に行います。

### 【利用時間・利用方法】

平日（8：30～17：15）、平日夜間（17：15～19：00）

※平日夜間のご相談は事前予約制です。



## 中小企業支援センターとは

中小企業の独自技術、新製品・新サービスの開発・提供など創造的事業活動（ベンチャー）や経営革新などの新たな事業活動を応援します。

### (1) 総合窓口相談の開設（ワンストップサービス）

経営、金融、ITなど様々なご相談に対して、豊富な知識と経験を有する専属マネージャーが対応します。

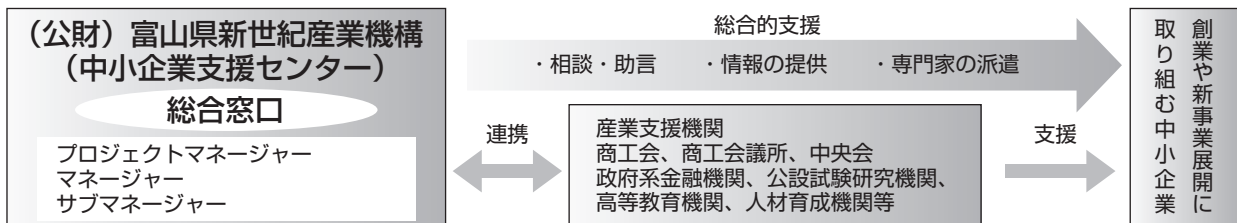
### (2) 専門家の派遣

高度かつ専門的な課題に対して、経営、技術、情報化等の民間専門家を派遣して適切な診断・助言を行います。[必要経費（専門家謝金・旅費）の1/3の自己負担をお願いします。]

### (3) 情報提供

国、県や商工関係団体が行う各種の中小企業支援施策や試験研究機関、必要な人材等を総合的に紹介します。また、社員教育用DVDの視聴・無料貸出サービスを行っています。

(令和2年1月現在：961タイトル)



### 連絡先

#### 富山県よろず支援拠点

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル1階)  
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内  
TEL(076)444-5605 FAX(076)444-5646

### 連絡先

#### 中小企業支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル1階)  
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内  
TEL(076)444-5605 FAX(076)444-5646



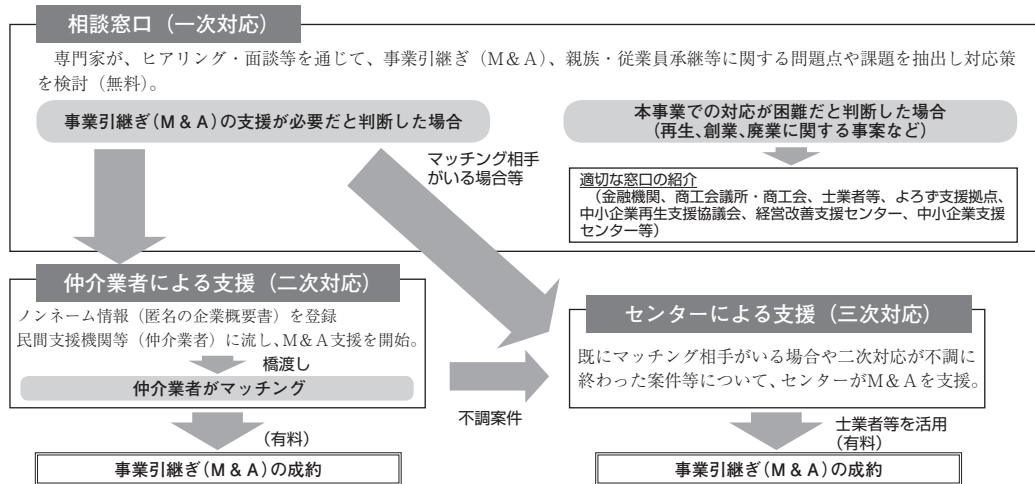
## 事業引継ぎ支援センターとは

経済産業省から「事業引継ぎ支援事業」の委託を受け、後継者不在など事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の皆さまの相談等に対応するため、「富山県事業引継ぎ支援センター」を設置しています。

### 〈事業内容〉

- ・事業承継や事業引継ぎ（M&A）に関するご相談に、専門家がきめ細かくアドバイス等を行います（事前予約をお願いします：相談無料）。
- ・相談のなかで事業引継ぎ（M&A）の可能性があり、譲渡先・譲受先の紹介を希望される場合には、仲介機関への橋渡し等を行います（仲介機関と契約を行った場合、それぞれが定める着手金・成功報酬等が発生）。
- ・なお当センターは、中小企業・小規模事業者等を支援する公正・中立な公的機関であり、相談にあたる専門家、仲介機関等には守秘義務があります。

### 〈支援スキーム〉

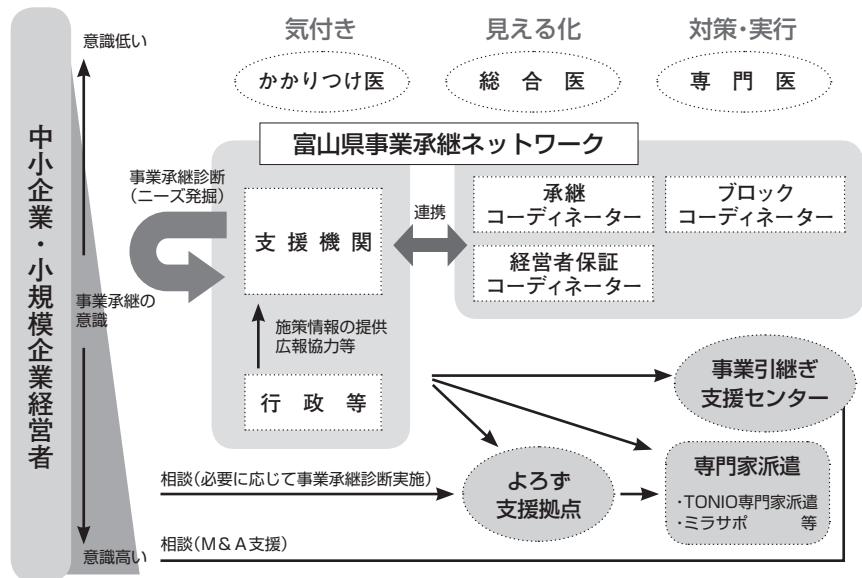


## 富山県事業承継ネットワークとは

経済産業省から委託を受け、県内企業の円滑な事業承継を支援するため、「富山県事業承継ネットワーク」を組織しています。

### （事業内容）

- ・事業承継に関する総合窓口です。
- ・事業承継診断をはじめとする「事業承継について考えるきっかけ作り、情報提供」を行います。
- ・事業承継の専門家による“無料の事業承継計画策定支援”、“各支援機関と連携した個別具体策支援”を実施します。



### 連絡先

#### 富山県事業引継ぎ支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル4階)  
 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内  
 TEL(076)444-5625 FAX(076)444-5648  
 e-mail: hikitsugi@tonio.or.jp

### 連絡先

#### 富山県事業承継ネットワーク事務局

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル1階)  
 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内  
 TEL(076)444-5605 FAX(076)444-5646  
 e-mail: shokei@tonio.or.jp

国や県では、今般の新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける事業者の皆様方への支援策を講じております。

## 1 資金繰り支援 信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

### 信用保証

#### I セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは、経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠の保証対象とする資金繰り支援制度です。

##### 1. セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（2.8 億円）で借入債務の 100%を保証します。

※売上高が前年同月比▲ 20%以上減少等の場合

##### 2. セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大 2.8 億円、4号と同枠）で借入債務の 80%を保証します。

※売上高が前年同月比▲ 5%以上減少等の場合

##### 3. お問い合わせ

富山県信用保証協会 TEL. 076-423-3171

### II 危機関連保証

全業種\*の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲ 15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8 億円）を措置しました。

※一部保証対象外の業種があります。詳細はお問い合わせまで。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大 5.6 億円の信用保証別枠を確保。

#### 1. お問い合わせ

富山県信用保証協会 TEL. 076-423-3171

### III 信用保証付き融資における

#### 保証料・利子減免

##### 1. 対象要件

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

①個人事業主 売上高等前年同月比▲ 5%以上減少で保証料ゼロ + 金利ゼロ

②小・中規模事業者（①除く）

売上高等前年同月比▲ 5%以上減少で保証料 1/2

売上高等前年同月比▲ 15%以上減少で保証料ゼロ + 金利ゼロ

##### 2. 内容

融資上限：3 千万円

担保：無担保

補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初 3 年間

融資期間：10 年以内【うち据置期間】最大 5 年

保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

既往債務の借換：信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

##### 3. お問い合わせ

中小企業金融相談窓口

TEL. 0570-783183

### 融資制度

#### 無利子・無担保融資

##### I 新型コロナウイルス感染症特別貸付

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の 3 年間で 0.9%の金利引下げを実施します。

## 1. 融資対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①又は②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、又は店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

2. 用途 運転資金、設備資金

3. 担保 無担保

4. 貸付期間 設備 20年以内、運転 15年以内  
【うち据置期間】5年以内

5. 融資限度額（別枠） 中小事業 3億円、国民事業 6千万円

6. 金利 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業 1.11%→0.21%

国民事業 1.36%→0.46%

7. 利下げ限度額

中小事業 1億円、国民事業 3千万円

8. お問い合わせ 日本政策金融公庫

平日：事業資金相談ダイヤル TEL. 0120-154-505

土日・祝日：国民生活事業 TEL. 0120-112476

中小企業事業 TEL. 0120-327790

## II 商工中金による危機対応融資

新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

### 1. 融資対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、又は店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結

する設備投資や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月～12月の売上高平均額

2. 用途 運転資金、設備資金

3. 担保 無担保

4. 貸付期間 設備 20年以内、運転 15年以内 【うち据置期間】5年以内

5. 融資限度額 3億円

6. 金利 当初3年間 基準金利▲0.9%

4年目以降基準金利 1.11%→0.21%（利下げ限度額：1億円）

7. お問い合わせ

商工組合中央金庫相談窓口

TEL. 0120-542-711（平日・土日・祝日 9時～17時）

## III 新型コロナウイルス対策マル経融資

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

1. ご利用いただける方

最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

2. 用途 運転資金、設備資金

3. 融資限度額 別枠 1千万円

4. 金利 経営改善利率 1.21%（令和2年5月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

5. お問い合わせ

日本政策金融公庫富山・高岡支店もしくはお近くの商工会・商工会議所まで

## IV 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引下げを実施します。

### 1. 融資対象

生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①又は②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、又は店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月～12月の売上高平均額

## 2. 使途

運転資金、設備資金（振興計画認定組合の方）

設備資金（振興計画認定組合の組合員以外の方）

## 3. 担保 無担保

4. 貸付期間 設備 20年以内、運転 15年以内  
【うち据置期間】5年以内

5. 融資限度額（別枠） 6千万円

6. 金利 当初3年間基準金利▲0.9%（1.36%→0.46%）、4年目以降基準金利

7. 利下げ限度額 3千万円

8. お問い合わせ 日本政策金融公庫

平日：事業資金相談ダイヤル TEL. 0120-154-505

土日・祝日：国民生活事業 TEL. 0120-112476

中小企業事業 TEL. 0120-327790

## V 新型コロナウイルス対策衛経融資

### 1. ご利用いただける方

最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

※生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方

2. 使途 運転資金、設備資金

3. 融資限度額 別枠1千万円

4. 金利 経営改善利率1.21%（令和2年5月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

### 5. お問い合わせ

日本政策金融公庫

平日：事業資金相談ダイヤル TEL. 0120-154-505

土日・祝日：国民生活事業 TEL. 0120-112476

中小企業事業 TEL. 0120-327790

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」及び「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で3千万円となります。

## VI 特別利子補給制度

### 1. 適用対象

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナウイルス対策衛経」若しくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし

②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少

③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下

・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

### 2. 利子補給

期間：借入後当初3年間

補給対象上限：（日本公庫）中小事業1億円、

国民事業3千万円

（商工中金）危機対応融資1億円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※国民事業における利子補給上限金額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3千万円になります。

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

### 3. お問い合わせ

中小企業金融相談窓口 TEL. 0570-783183

平日・土日・祝日9時～17時

## セーフティネット貸付の要件緩和

1. 資金使途 運転資金、設備資金

2. 融資限度額 中小事業7.2億円、国民事業4,800万円

3. 貸付期間 設備資金15年以内、運転資金8年以内

据置期間 3年以内

金利：基準金利 中小事業1.11%、国民事業1.91%

(令和2年5月1日時点、貸付期間5年、貸付期間・担保の有無等により変動)

2月14日より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象になります。

#### 4. お問い合わせ 日本政策金融公庫

平日：事業資金相談ダイヤル TEL. 0120-154-505

土日・祝日：国民生活事業 TEL. 0120-112476

中小企業事業 TEL. 0120-327790

## 衛生環境激変対策特別貸付

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係事業者の経営安定を図る特別貸付制度です。

### 1. 融資対象

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれかにも該当する方

①最近1ヶ月間の売上高が前年又は前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。

②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること

2. 用途 運転資金

3. 融資限度額 別枠1千万円

旅館業は別枠3千万円

4. 金利 基準金利 1.91%

ただし振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利 ▲0.9%

※令和2年5月1日時点 貸付期間・担保の有無等により変動

5. 貸付期間 運転資金7年以内(うち据置期間2年以内)

#### 6. お問い合わせ 日本政策金融公庫

平日：事業資金相談ダイヤル TEL. 0120-154-505

土日・祝日：国民生活事業 TEL. 0120-112476

中小企業事業 TEL. 0120-327790

## 日本公庫等の既往債務の借換

日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にします。

### 1. 対象制度

(1) 日本政策金融公庫等

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス対策マル経融資
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス対策衛経 等

(2) 商工組合中央金庫等

- ・危機対応融資

### 2. 金利引き下げ・実質無利子化の限度額

(1) 日本政策金融公庫等

中小事業1億円、国民事業3千万円

(2) 商工中金 1億円

### 3. 借換え限度額

(1) 日本政策金融公庫等

中小事業3億円、国民事業6千万円

(2) 商工中金3億円

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

### 4. お問い合わせ

平日：事業資金相談ダイヤル TEL. 0120-154-505

土日・祝日：国民生活事業 TEL. 0120-112476

中小企業事業 TEL. 0120-327790

商工中金相談窓口 TEL. 0120-542-711

## 富山県制度融資の拡充

### I 経済変動対策緊急融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」の拡充

新型コロナウイルス感染症の発生により、事業活動に影響を受け、全国の中小・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、国において保証枠が別枠(危機関連保証)で措置されました(100%保証の無担保保証枠：従来8千万円+別枠8千万円=1億6千万円)。これを受け、富山県においても資金需要に万全を期すため、融資限度額を拡充します。

【現行】8千万円 ⇒ 【拡充】1億6千万円

## Ⅱ 緊急経営改善資金（借換資金）の要件緩和措置

①緊急経営改善資金（借換資金）の対象要件を追加。

【追加】新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、最近1ヶ月の売上高等の実績と、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等の見込みが、対前年同期比▲5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営改善が期待される中小企業者

②借換えと同時に進行新規運転資金の追加融資上限額（現行1千万円）を撤廃し、借換えと同額まで新規運転資金の調達を可能とする。

③融資利率の引き下げ。

年1.70%⇒年1.25% ▲0.45%

④信用保証料率の引き下げ。

国：セーフティネット保証5号 年0.68%

同4号及び危機関連保証 年0.8%

⇒県制度利用時年0.5%

⑤借換え回数を現行2回⇒3回までに緩和。

## Ⅲ 新型コロナウイルス感染症対応資金

3年間実質無利子・全期間無担保・保証料ゼロ又は半額となる融資制度を創設しました。

1. 対象 売上高等が最近1ヶ月の実績とその後2ヶ月を含む計3ヶ月の見込みで対前年比5%以上減少している方

2. 融資限度額 3千万円

3. 融資期間 10年以内（うち据置期間5年以内）

※売上高等の減少の度合いや企業の規模などの条件により利子や保証料は異なります。

### お問い合わせ（Ⅰ～Ⅲ）

富山県商工労働部経営支援課

TEL. 076-444-3248

## 2 給付金

### Ⅰ 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

#### 1. 支給対象者

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

### 2. 給付額

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

※法人は200万円、個人事業者等は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

### 3. お問い合わせ

持続化給付金事業コールセンター

TEL. 0120-115-570 IP 電話 03-6831-0613

## 3 設備投資・販路開拓

### Ⅰ 生産性革命推進事業特別枠の設置

生産性革命推進事業には、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業があります。今回、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けました。

#### 1. 各補助事業の拡充内容

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助

新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資を支援します。

【通常枠】補助率 中小1/2、小規模2/3

【特別枠】補助率 一律2/3

(2) 持続化補助

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組を支援します。

【通常枠】補助上限 50万円

【特別枠】 補助上限 100 万円

(3) IT導入補助

ITツール導入による業務効率化を支援します。

【通常枠】 補助率 1/2

【特別枠】 補助率 2/3

ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタルも対象になります。

## 2. 特別枠の申請要件（3つの補助事業共通）

補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

（例）部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

（例）店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供

C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

（例）Web会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入

## 3. 影響を受けた事業者の優先採択措置(通常枠)

「通常枠」でも新型コロナウイルス感染症で影響を受けていることを条件に、優先的に採択する措置が講じられることがあります。

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助

特別枠で採択されなかった事業者は、通常枠で再度審査し、加点措置を講じます。

(2) 持続化補助

感染症の影響によって売上が減少した事業者等を審査において加点します。

(3) IT導入補助

テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加点します。

## 4. お問い合わせ

(独) 中小企業基盤整備機構 企画部

生産性革命推進事業室

TEL. 03-6459-0866

## II サプライチェーン対策のための国内投資促進事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、国内サプライ

チェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品等について、国内へ生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援します。

### 1. 基本情報

対象：大企業・中小企業等

補助額：大企業 1/2 以内、中小企業等 2/3 以内

補助対象経費：建物・設備の導入費

### 2. 事業イメージ

(1) 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備

(例) 海外の生産拠点を日本国内に移転

(2) 国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の生産拠点等整備

(例) 輸入に依存していた製品等の国内における生産拠点の整備

### 3. お問い合わせ

制度について

中小企業庁 地域経済産業政策課 TEL. 03-3501-1697  
事業実施について

中小企業庁 地域産業基盤整備課 TEL. 03-3501-1677

## III 海外サプライチェーン多元化等支援事業

日本への製品・部素材の供給を目的とする海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強靱化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援します。

### 1. 基本情報

対象：企業によるASEAN諸国への設備投資・実証事業・事業実施可能性調査

補助率：中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2

※日本 ASEAN のサプライチェーン強靱化への貢献度合いに応じて、補助率を更に調整

### 2. お問い合わせ

経済産業省 貿易経済協力局

貿易振興課 TEL. 03-3501-6759

## IV JAPAN ブランド育成支援等事業

地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援します。

### 1. 事業内容

#### (1) 事業者支援型

中小企業・小規模事業者が市場ニーズに合致した商品・

サービスを開発し、新市場への販路開拓を目指す取組の費用を補助します。

①補助上限額：500万円

②補助率：2/3以内

## (2) 支援事業型

民間支援事業者や地域の支援機関等が、地域産品を活用した新商品の開発・商品ブランド化等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、市場調査や商品のプロモーション活動等の支援を行う際の費用を補助します。

①補助上限額：2千万円

②補助率：2/3以内

## 2. お問い合わせ

中小企業庁 創業・新事業促進課

TEL. 03-3501-1767

## IV 非対面・遠隔の海外展開支援事業

海外への渡航が制限される中でも、海外に日本産品を輸出できるようにジェトロが海外ECサイトで日本の産品の販売を支援します。

### 1. 事業の仕組み

ジェトロが海外のECサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の商品の販売促進を行います。

ジェトロに商品情報を登録し、登録されたものから、海外のECサイトが売りたい日本産品を選定し買い取り、海外消費者に販売します。ECサイトが買い取るため返品リスクはありません。また、海外ECサイトの調達拠点は日本にあるので、日本国内の取引で完了します。

### 2. お問い合わせ

ジェトロデジタル貿易・新産業部 EC・流通ビジネス課  
TEL. 03-3582-5227

## 4 経営環境の整備

### I 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業

#### 1. 経営資源引継ぎ補助金

第三者承継時に負担となる士業専門家の活用に係る費用及び経営資源の一部を引き継ぐ際の譲渡側の廃業費用を補助します。

(1) 補助対象・補助上限額

買い手：専門家への報酬 上限額 200万円

売り手：専門家への報酬＋既存事業の廃業費用 補助上限額 650万円

(2) 補助率 2/3

#### 2. 「プッシュ型」の第三者承継支援

新型コロナウイルスの影響を受け、事業引継ぎセンターへ相談に来ることが困難な事業者や、第三者承継に関心のある者に対するM&A出張相談等を通じた「プッシュ型」の第三者承継支援を実施します。

#### 3. 中小企業経営力強化ファンド

新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した事業者が倒産・廃業することがないように官民連携の新たな全国ファンドを創設し、再生と第三者承継の両面から支援します。

#### 4. お問い合わせ

中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL. 03-3501-5803

### II 感染症対策を含む中小企業強靱化対策事業

●新型コロナウイルス感染症対策に特化した「BCP策定ガイドライン」、感染症対策を盛り込んだ「事業継続力強化策の手引き」を公表しました。

●新型コロナウイルス感染症を含む自然災害等へ備えるための「事業継続力強化計画」の策定を支援します。

### III 雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対して、特例措置を講じています。

#### 1. 対象事業者

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主)

#### 2. 特例措置の内容

【助成内容・対象の大幅な拡充】

※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用

①休業手当に対する助成率を引上げ

中小企業 4/5、大企業 2/3



②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ

中小企業 9/10、大企業 3/4

※休業手当の支払率 60%超の部分の助成率は特例的に 10/10 (中小企業)

※一定の要件を満たす場合、休業手当全体の助成率は特例的に 10/10 (中小企業)

上記②内※の特例は 4月8日以降の期間を含む支給単位期間に遡って適用。

③教育訓練を実施した場合の加算額引上げ

中小企業 2,400 円 大企業 1,800 円

④雇用保険被保険者として、継続して雇用された期間が 6ヶ月未満の労働者も助成対象

⑤1年間に 100 日の支給限度日数とは別枠で利用可能

⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

【受給要件の更なる緩和】

⑦生産指標の要件を緩和

(対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は5%減少)

⑧最近 3ヶ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象

⑨雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃

⑩事業所設置後 1年以上とする要件を緩和

⑪休業規模の要件を緩和

【活用しやすさ】

※休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用

⑫事後提出を可能とし提出期間を令和2年6月30日まで延長

⑬短時間一斉休業の要件を緩和

⑭残業相殺制度を当面停止

⑮申請書類の大幅な簡素化

### 3. お問い合わせ

富山労働局助成金センター

TEL. 076-432-9162

## IV 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対し助成します。

### 1. 対象事業主

①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども

※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

### 2. 支給額

休暇中に支払った賃金相当額×10/10

※支給額は 8,330 円を日額上限とします。

### 3. 適用日

令和2年2月27日～6月30日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給。

### 4. お問い合わせ

相談コールセンター TEL. 0120-60-3999

# 信用と安全を最優先に企業発展 将来へ運送業のイメージ向上を

昭和38年の創業以来、一般貨物自動車運送事業者として富山市を拠点に全国展開している大興運輸倉庫株式会社。県内業界ではトレーラーをいち早く導入し、鋼材をはじめとする重量物を中心に幅広い製品の運搬を手掛けています。大型倉庫も備え、取引先のさまざまなニーズに応じてきました。常に信用と安全を最優先に考えて企業を発展させてきた古木準一社長に、これまでの歩みや業界団体での取り組みについてお聞きしました。

## 大興運輸倉庫株式会社

代表取締役 古木 準一 氏

### 運転手の服装改革を徹底

Q. 創業から58年を迎えられました。現在までの歩みについてお聞かせください。

当社は昭和38年創業の富山運輸建設株式会社を前身とし、45年に改組して大興運輸へと社名変更し、父が社長に就任しました。その後、大興運輸倉庫と改めて、平成4年、現在地に本社営業所を新築移転。総床面積約1,000坪の大型倉庫を新設し、総合物流センターとしての機能を充実させました。近年は、環境保全活動の一環として、グリーン経営認証を取得し、継続して更新しています。

私は入社してすぐ、作業の安全向上について任されました。運転手に作業服、ヘルメット、安全靴の着用を義務づけたとこ

ろ、自由な服装だった運転手からは反発もありましたが、命を守るためと説得し数年がかりで徹底しました。すると、「御社はきちんとしている」と信用されるようになり、特に大手メーカーからの依頼が増えました。

関東地区との往復が多く、当時は「荷物を翌朝8時に確実に届ける」ことを売りに営業していました。高速道路が整備されていない時代、急こう配やカーブの多い峠道を他社のトラックとすれ違いながら走るわけです。運転手には給料を弾み頑張ってもらいました。

社長就任後も、安全管理や信用を最優先に考えています。車両には機器を導入して速度超過や長時間運転の防止に努め、運行管理者による点呼も実施しています。

### いち早くトレーラーを導入

Q. 「トレーラーといえば大興」といわれていますが、どのようにして強みを築いていかれたのでしょうか？

当社では現在、大型トラック、大型トレーラーを保有しています。荷台部分が平らになっている平ボディ仕様がほとんどで、鋼材などの重量物を中心に紙・パルプなども運搬しています。

私が入社して4、5年がたったころ、主力だった材木の運搬から離れ、建材メーカーとの取引が始まり、工業用鋼板を運搬することになりました。しかし、運賃交渉が難航しました。そこで荷台の大きいトレーラーを導入することで輸送効率を高めることを思いつき、先方にもメリットのある提案をすると、受け入れてくれました。県内他社に先駆けて導入したことでより幅広い製品を運べるようにな



社屋



倉庫棟

ふるき・じゅんいち

昭和29年1月16日、富山市生まれ。47年、大興運輸株式会社に入社。52年、取締役。60年、大興運輸倉庫株式会社に社名変更し、常務取締役、平成5年、専務取締役を経て、9年、代表取締役就任。平成28年5月、富山陸運事業協同組合理事長、同年7月、富山県陸運事業協同組合連合会会長に就任、現在に至る。



り、その後も増車しました。

平成9年のアジア通貨危機では、運ぶ荷物が半分になり苦境に陥ります。父が急逝したこともあり、大変辛い時期でした。車の保有台数や売上高を競っていたような時代でしたが、経営を見直して、不況でも耐えうる体質に改善していきました。おかげで、リーマンショックや原油高の時も乗り切ることができました。

## 方針を伝えるときは明確に

**Q. 働きやすい職場環境をつくるため、どのようなことを心掛けていますか？**

一生懸命に働いてもらえるようにと、社員が不安にならないような環境づくりを進めています。会社の方針は明確に伝えるようにし、会議では現場の意見を聞いて反映させるよう努めています。普段から社員一人ひとりの様子を見て、よく声を掛けするようにしています。コロナウイルスの影響で大変厳しいときですが、普段のコミュニケーションが生きてくるでしょうし、企業の本当の強さが現れるのではないかと思います。

定期的に配置転換を行い、一社員が複数の業務をこなせるようにしています。急に誰かが

1カ月不在になる事態が生じて、社員間ですぐ対応できるのが利点です。負担が増えたときには手当などでフォローしています。社内を常にきれいにしておくことも大切にしています。来社する方々にも当社に安心感を持ってもらえると思っています。

常務を務める長男は平成28年に設立した子会社ダイコネクットの運送利用事業や、富山県陸運事業協同組合連合会のWebKIT事業に積極的に関わっています。県内外の同業者と将来を語り合う機会もあるようで、後継としての意識が高まっているように感じています。

## 求荷求車システムを普及

**Q. 富山県陸運事業協同組合連合会や富山陸運事業協同組合での取り組みをお聞かせください。**

日本貨物運送協同組合連合会が運営する、求荷求車情報ネットワークシステム「WebKIT」の普及を図っています。中小トラック運送事業者と荷主が登録し、帰り便の確保や積み合わせ輸送の確保などを促します。配車業務の効率化と共に、新規取引先の開拓に役立ちます。また、高速道路料金についてETCコーポレートカードによる大口・多頻度割引制度の活用などにも力を

注いでいます。

運転手をはじめとする人手不足を解消していくためには、物流業界のイメージ向上が必須であり、業界団体も新しい時代感覚をもち、既存システムを変えていく必要があると考えます。スマートフォンを活用してアピールする方法も模索しています。働き方改革に対しても、組合員が足並みをそろえて取り組んでいきたいです。

この業界に40年以上いて見聞きし経験してきたことを後進に伝えること、そして、県内の組合員の悩みや意見を声に出して中央に届けることが、私の役割であると常に心掛けています。

## 思いつくままに絵を描く

**Q. 休日はどのようにリフレッシュされていますか？**

釣りと絵を描くことが好きです。釣りは砂浜やテトラポットのある場所で楽しんでいます。絵は20年ほど前、何気なく描いた絵を妻にほめられたのがきっかけです。思いついたときに墨で魚を描いたり、カラフルな色使いで動物を描いたりし、自宅にも飾っています。夫婦で美術館などに出かけ、作品からインスピレーションを受けることもあります。

## 富山県鉄筋工事業協同組合さんよりこんにちは

建設業における社会保険料未加入対策として、国土交通省では様々な取組みを進めてきました。その一つの対策として、平成24年に下請から元請けに提出する見積書には法定福利費の内訳を明示する「標準見積書」の作成を求めました。今回は、全国に先駆けいち早く標準見積書を取り入れ、全組合員に普及した富山県鉄筋工事業協同組合さんを紹介します。

### ◆組合の沿革

昭和42年1月、「富山県鉄筋業者協会」の名称で任意団体として発足しました。建設工事の近代化や大型化への対応が迫られる中、業界の発展及び経済的地位の向上を目指し組織化を図るため、平成4年6月、富山県鉄筋工事業協同組合として設立。以来、共同購買事業をはじめ、労働安全衛生の向上を図るための講習会の開催、就業規則の整備促進、建設業退職金共済の加入促進を図ってきました。

### ◆適正な施工単価を目指して

平成20年のリーマンショック後の建設不況により、建設業をはじめとした専門工事業界では、低単価で受注を奪い合うという状況でした。その中で、見積金額を下げるために社会保険料を負担しない事業者が増加し、反対に負担している事業者が受注できない事態が生じてきました。

そこで平成24年6月、国土交通省では、専門工事業団体に法定福利費の内訳を示した「標準見積書」の作成を求めました。当組合が加入している（公社）全国鉄筋工事業協会では、早々に標準見積書を普及することを宣言し、当組合はこの流れに早々に対応し、平成25年5月より全国で初となる「標準見積書」の導入に踏み切りました。

まずは、標準見積書普及委員会を発足し、標準見積書のサンプルを作成しました。委員会では専門家をアドバイザーに招き、（公社）全国鉄筋工事業協会に改善依頼を行うなど外部からの意見を積極的に取り入れていきました。



標準見積書の普及に向けた研修会

### ◆標準見積書の定着に向けて

改善を重ねて完成した標準見積書を組合員に普及するため、研修会を開催しました。委員自ら個別指導を実施し、全

組合員が標準見積書を作成できるようきめ細かく対応していきました。

2ヶ月に1度、全組合員に標準見積書導入による契約の状況、施工単価の比較等についてアンケート調査を行い、調査結果を全組合員に報告。標準見積書利用の成果を知ることによって、標準見積書を利用する組合員が増加していきました。

現在もアンケート調査は継続しており、今では全ての組合員が標準見積書を利用し、施工単価が大幅に上がっています。

### ◆今後の取組み

建設業全般の課題ではありますが、職人の高齢化、担い手不足が顕著となっています。この状況に対応していくため、組合では平成29年度より富山市、高岡市、黒部市の3つの県立高校で出前講座を実施しています。多くの学生に興味を持ってもらい若手人材を確保することを目的に、役員及び青年部が中心に講師となり、これまでに14回の講義・実習を行いました。



出前講座（実習）の様子

また、業界を支える担い手の確保・育成対策の一つとして、技能者の実績の蓄積や適正な評価が可能となる建設キャリアアップシステムの登録についても推進しています。

今後は組合員間の団結をより高めながら事業を実施するとともに、業界がより発展していくために重要なテーマである人材確保・定着に向けて、労働環境及び待遇の改善について継続的に取組んでいくこととしています。

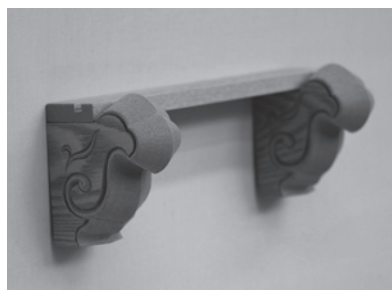
◆	組合名称	富山県鉄筋工事業協同組合
◆	設立	平成4年6月1日
◆	所在地	富山市水橋開発812番地
◆	理事長	扇原 優一
◆	組合員数	45社
◆	TEL・FAX	076-478-4081・076-478-4083

## お札飾りを簡単に設置 ～木鼻棚を制作しました～

井波彫刻協同組合

井波彫刻協同組合は、壁に取り付けてお札やお守りを飾ることができる「木鼻棚（きばなだな）」を制作しました。生活環境の変化に伴い、欄間の需要が減少している中、現代の生活様式にマッチした商品の制作に取り組んでおり、そのうちのひとつとして壁掛け棚を制作してきました。神棚を置くスペースがない家庭にもおすすめで、画びょうで簡単に壁に取り付けることができ、大黒様や蓮の花、竜など様々な種類があります。

今回は寺社建築で柱の装飾部分の「木鼻」で用いられる唐草模様を施した壁掛け用の棚を制作し、高さ9センチから横幅は最長23センチまで調整できます。



制作した木鼻棚

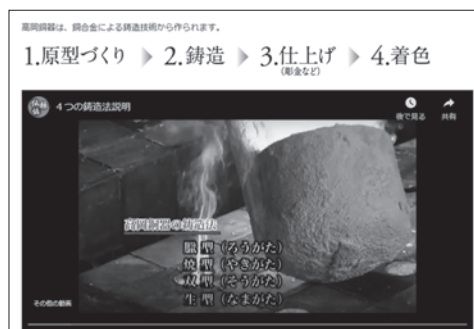
## 伝統技術を動画で紹介しています

伝統工芸高岡銅器振興協同組合

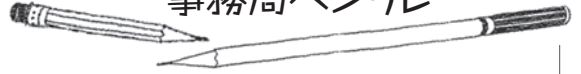
伝統工芸高岡銅器振興協同組合では、高岡銅器の製造工程や文化財等の修復作業の実績などを写真や動画で分かりやすく紹介したウェブサイトを開設しました。当サイトの一部は、本会が昨年度実施しました小規模事業者組合対象の取引力強化推進事業を活用して制作されました。

高岡銅器の歴史、製作過程において分業制になっている流れや鑄造方法が分かりやすく解説されています。当組合では、国宝 薬師寺東塔の金属製飾り「相輪」修復作業や最頂部の「水煙」を新調したほか、法隆寺の国宝 釈迦三尊像の再現事業などの大型プロジェクトを行っており、その様子の一部を動画で紹介しています。

伝統工芸高岡銅器振興協同組合HP <https://douki-takaoka.jp/>



制作したホームページの一部



## 「富山県の有名温泉地は？」



宇奈月温泉旅館協同組合  
事務局長 開場 茂氏



皆さんはこの質問にどちらの温泉地が思い浮かぶでしょうか。

私共の「宇奈月温泉旅館協同組合」では、「宇奈月温泉やっちゃ!」「宇奈月温泉に決まっとるが!」のお声をいただくべく日々努力をしております。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、残念ながら全旅館が休館しております。本来であればこの新緑の季節は、黒部峡谷鉄道(トロッコ電車)開通や「立山黒部アルペンルート雪の大谷」などの観光地が活気を帯び、それに伴い沢山のお客様を宇奈月温泉旅館にてお迎えする予定でした。今は只、この災害が収束し心身共に疲労された皆様が、温泉に浸かって疲労回復や免疫力を高めていただける段階になることを祈るばかりです。

このように観光業・宿泊業の未曾有の危

機状況ではありますが、何とかこの難題を乗り切ろうと各関連団体や自治体との調整に全力を注いでいます。事態を見極め、力を温存し、好転した際は瞬時に宣伝やマスコミ露出を進め各旅館に多くのお客様が来ていただけるよう知恵をため込む時期だと冷静に対応していくこととしています。

長年、地場の金融機関に従事した後、ご縁があり当組合事務局長を務めさせていただいております。これまで従事することができたのは、組合員をはじめ地元の皆様方の暖かいご支援・ご協力があるからこそと日々感謝しております。

休みの日は都心に住む子供の家族に会うため上京したり、帰省の折には県内の景勝地に連れ出すなど、家族と過ごす時間を大切にしています。

ほっと  
一息

## 世界の最新の食事指針

私たちの身体は、毎日の食べ物から造られています。健康を保つために、身体に良い食物をバランスよく摂りましょう。昨年カナダ保健省から発表されたフードガイドを紹介します。

ポイントは、

- プレートの半分は野菜とフルーツ。野菜とフルーツをたくさん食べよう。  
野菜や果物には、ビタミン、ミネラル、食物繊維、ファイトケミカル(ポリフェノールなど)、酵素など健康維持のための成分が豊富に含まれています。
- プレートの1/4はタンパク質。  
植物性のタンパク質を積極的に摂りましょう。
- プレートの1/4は穀物。  
ホールグレイン(全粒穀物)を摂取しよう。
- 飲み物には、水を選びましょう。

そして、以下のような日常の食生活をおくりましょう。

- ・ Cook more often. (もっとお料理をしよう)
- ・ Be mindful of your eating habits. (食べることを通じて心と身体に向き合おう)
- ・ Enjoy your food. (食や食事を楽しもう)
- ・ Eat meals with others. (家族、友達と一緒に食べよう)
- ・ Using food labels. (食品表示ラベルを活用しよう)
- ・ Limit foods high in sodium, sugars, or saturated fat. (加工食品には、塩分、糖分、油分が多い)
- ・ Be aware of food marketing. (食品のマーケティングにも気をつけよう)



情報提供 富山青果物商業協同組合(八百屋塾)

## 組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました

富山県中小企業レディース連絡会

2月25日(火) 富山市角川介護予防センター(富山市星井町)にて、組合女性部活動推進事業の一環で、組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました。

富山市角川介護予防センターは平成23年7月に介護予防を専門に行う施設としてオープンしました。参加者は施設の概要説明を受け、見学を行った後、センター健康運動指導士宮崎康広氏を講師に、脳トレ(能力トレーニング)と簡単な運動を組み合わせたプログラム「ライフキネティック」の講習を受けました。

ライフキネティックは、判断力、行動力、瞬発力に加え視覚機能を養うことができるプログラムで、神経細胞間に新しいつながり(シナプス)を作り出し、眠っている能力を活性化する効果があります。参加者の皆さんは楽しみながらプログラムに取り組んでいらっしゃいました。



施設の説明を受ける参加者



ライフキネティックプログラムの様子

## 組合 Q&A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

### 総会における増資議決の効力について



組合の自己資本充実を図るため、今後5年間配当金を出資金に振り当てるべく積み立てることを総会において議決した。この議決は、以後においても効力を有し、本件については以後の各年度には総会の議決を要せず、以後5年間の配当金は自動的に組合の積立金となるものと考えてよろしいか。



ご照会の総会の議決は今後一定期間の組合の方針あるいは計画を議決した程度にとどまると思われ、その範囲において全組合員を拘束するものとする。しかし、実際の出資金充当のための積立てに当たっては各組合員は必ずしもこれに拘束されるというものではない。

すなわち、組合員の責任は、その出資額を限度とするものであり(中小企業等協同組合法第10条第5項)、増資の引き受けについても、たとえ総会の議決をもってしても組合員を強制することはできないからである。

したがって、以降の措置としては、各年度に組合員の承諾を得る必要はないが、当初において各組合員別に承諾を得ることが必要である。

## 組合会計税務研修会を開催しました

3月18日（水）富山流通会館にて、講師にあいえず税理士法人 税理士 石瀬真実氏、「組合の会計及び税務上の留意点」をテーマに組合会計税務研修会を開催しました。

会計編では、平成19年の法改正により、財産目録の「差引正味財産」が「正味資産」に名称変更となり、過去の名称を用いていれば変更する必要があることや剰余金処分について当期剰余金が発生したら、定款に定める額に達するまでは剰余金処分をしなければならない点など説明がありました。

税務編では、キャッシュレス・消費者還元事業においてポイントによる購買が行われている場合、還元分が即時充当される場合は雑収入（不課税売上）に計上すること、ポイント利用による値引きがあった場合は、値引き後の金額が課税仕入れとなること等について説明がありました。



説明を行う石瀬税理士



研修会の様子

## 補助金活用セミナーを開催しました

3月25日（水）、富山流通会館にて、本会の官学と中小企業との知の交流プラザ推進事業の一環で「補助金活用セミナー」を開催しました。

第一部のセミナーでは、中小企業診断士 中陣和人氏を講師に「補助金申請書作成のポイント」についてご説明がありました。活用の望ましいタイミング、申請書の作成は表現力を高めるための図やイラストを活用すること、補助金のメリット・デメリットをよく理解し取組むことなどお話しいただきました。

最後に本会より、令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の今後の予定について説明を行い、終了しました。



セミナーの様子



## 本会人事異動のお知らせ

本会では、下記のとおり職員的人事異動を行いましたのでお知らせいたします。

氏名	新役職	旧役職
【令和2年4月1日付】		
稲土 佳里	流通・労働支援課 主幹	流通・労働支援課 副主幹
菅池 有祐	工業支援課 主幹	工業支援課 副主幹
野上 栄治	総務課 主幹	流通・労働支援課 副主幹
西尾 裕也	流通・労働支援課 主任	工業支援課 主任
川尻 彩加(新規採用)	流通・労働支援課 主事	
【令和2年4月15日付】		
四方田 春樹(新規採用)	工業支援課 主事	

退職(令和2年3月31日付)

担当次長・総務課長 奥平 稔  
流通・労働支援課 主事 熊野 祐気

在職中は組合の皆様並びに関係機関の皆様には大変お世話になりました。

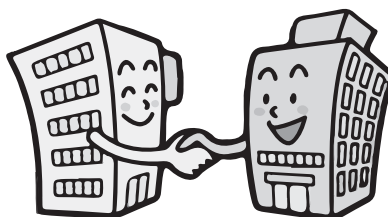
## 人材の確保や従業員の再就職をお手伝い!

必要な要員や経験豊富な  
即戦力などを確保したいとき

事業の整理・縮小により、  
雇用調整を検討しているとき

そんなとき、まっ先に  
ご相談ください。

無料



公益財団法人 産業雇用安定センター

1987年創立 人材マッチングの専門機関です

〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10F

ご利用時間 9:00~17:00(土・日・祝日は休み)

インターネットで最新の人材情報をどうぞ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

TEL 076-442-6900

FAX 076-439-2860

## とやま中小企業人材育成カレッジ2020 受講生募集!

富山県では、「とやま中小企業人材育成カレッジ」を開講し、中小企業の経営者、管理者等を対象としたリーズナブルで質の高い人材養成研修を提供していますので、社員研修や管理者研修に幅広くご活用ください。

### 講座の中止と延期のお知らせ

新型コロナウイルス拡大防止のため、一部の講座について、延期または中止することになりました。延期する講座について、決まりましたらホームページでご案内しますので、ぜひご参加ください。

#### 【中止】長期コース

「リーダーのための経営視点・スキル育成コース」 《開催日》6月3日(水)～11月6日(金)

#### 【延期】短期コース(6月～7月分)

「女性リーダーのためのステップアップセミナー」 《開催日》6月4日(木)、5日(金)

「人とチームが成長する対話力を高める」 《開催日》6月23日(火)、24日(水)

「若手社員働き方改革セミナー」 《開催日》7月9日(木)、10日(金)

### ○今後開催する研修コース

#### 財務分析の考え方・進め方 【総務・経理・経営管理に携わる方】

ねらい

本研修では、事例企業の財務データから課題と問題を抽出し、健全な財務体質への改善策について、グループ演習を交えながら決算書が読めない!を解消し、自社の財務状況を把握することを目的とします。

《開催日》 9月1日(火)、2日(水)  
各日 9:30～16:30(2日間)  
《受講料》 13,200円(税込)  
《定員》 30名  
《申込締切》 8月17日(月)

#### 原価管理とコストダウンの進め方 【生産現場の管理者・新任管理者・スタッフ】

ねらい

本講座では製造現場での原価管理とコストダウンについて仕組みと体系を把握し、原価管理をコストダウンにつなげる考え方や現場で効率的にコストダウンを進める手法について、グループ演習を交えて実践的に学びます。

《開催日》 9月8日(火)、9日(水)、10日(木)  
各日 9:30～16:30(3日間)  
《受講料》 19,800円(税込)  
《定員》 30名  
《申込締切》 8月24日(月)

#### やる気を引き出すリーダーシップ 【管理者・係長・主任・若手リーダー】

ねらい

ピョンチャン五輪スピードスケートの金メダリスト、高木菜那選手はじめ、高岡商業高校や石川県の星稜高校野球部のメンタルコーチを務め、好成績に繋げる飯山先生から、次世代のリーダーに求められる知識・スキル及び部下のやる気を引き出す手法について演習を交えて学びます。

《開催日》 9月24日(木)、25日(金)、10月23日(金)  
各日 9:30～16:30(3日間)  
《受講料》 19,800円(税込)  
《定員》 40名  
《申込締切》 9月7日(月)

研修会場は、すべて富山県中小企業研修センター(富山市赤江町1-7)です。

※申込方法、研修の詳細などは、ホームページをご確認ください。

◆問合せ: 富山県商工会連合会(TEL. 076-441-2716)

詳しくは

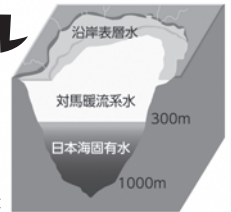
とやま中小企業人材育成カレッジ

検索

# 海洋深層水のパワーを幅広く活用 富山産食材のやくぜんで薬都をアピール

富山には、さまざまな魅力があります。  
よく知られている特産品について、最近の情報や新たな取り  
組みなどを紹介し、そのすごさを再認識します。

富山湾の水塊構造



## 再生医療分野での活用に期待

富山県の海洋深層水とは、富山湾の300m以深に大量に存在している低温の「日本海固有水」のことで、富山湾の容積の約6割を占めています。富山の海洋深層水には、低温安定性（いつも冷たい）、清浄性（水質がきれい）、富栄養性（ミネラルバランスがよい）という3つの特長があります。

飲料、食品、調味料、美容グッズなど商品化を行った企業数は令和元年度末で173社、542品目に上ります。水産分野では、海藻養殖やベニズワイの生態解明などさまざまな研究が進められています。

そのほか、県内企業では経済産業省のサポイン事業を活用し、iPS細胞の研究に用いる細胞培養液の開発において細胞の活性や増殖などに一定の効果が確認されました。県では「再生医療など、健康・医薬バイオ分野でも大きな事業化の可能性ある」と期待を寄せています。

## 旬のカキが一年中食べられる

入善町の海洋深層水の関連施設が集まる「海洋深層水パーク」では、平成27年、海洋深層水によってカキを畜養・浄化し、一年中提供するレストラン「入善牡蠣ノ星」がオープンしました。全国から仕入れた旬のカキが味わえるとあって、県内外から多くの人々が訪れる観光スポットのひとつとなっています。海洋深層水仕込みカキは、町内の飲食店や全国にある「入善牡蠣ノ星」姉妹店のオイスターバーでも味わうことができます。

そのほか、近畿大学のサクラマスの完全陸上養殖や、名古屋市企業によるスジアオノリの栽培実験も行われています。サクラマスは旬の時期、町内の飲食店にて味わうことができます。

カキの蓄養、サクラマスの養殖やスジアオノリの栽培にとって、取水したばかりの海洋深層水は低温すぎるため、入善町では、取水した冷たい海洋深層水をパック米飯の製造工場内の空調に利用し、炊飯時に発生する熱により水産施設の海洋深層水を加温することで、電力や化石燃料の消費を抑えています。

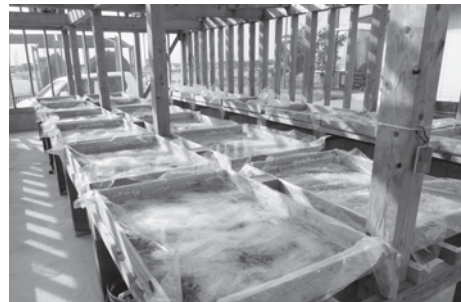
入善町では、海洋深層水の利用を水産分野に限らず、海洋深層水が持つ様々な特長を利用し、企業の誘致や支援を行っており、「今後も地域経済の活性化につなげていきたい」そうです。



海洋深層水仕込みカキ（入善町提供）

## 天日塩製造やトマト生産にも

海洋深層水を体験できる施設タランピアを備える滑川市では、分水施設「アクアポケット」の利用者数が令和2年3月4日に30万人を達成しました。平成29年には、海洋深層水から完全天日塩を製造する施設を整備。海洋深層水に多く含まれるマグネシウムやカリウムなどの苦みや甘みが感じられる塩は「健好の塩」と名付けられ、市内外の観光施設で販売されるほか、飲食店や旅館で利用されています。脱塩水を使って生産された「深層水トマト」は甘みが強めで、市内小中学校の給食にも使われています。市では今後も海洋深層水の活用に知恵を絞り「観光や農水産業の振興につなげていきたい」としています。



海洋深層水による天日塩製造施設（滑川市提供）

## 和洋中からスイーツまで多彩なやくぜん

江戸時代から300年以上の歴史と伝統を持つ「富山のくすり」。富山市では、富山のくすりの伝統を活かし、健康に良いとされる薬膳などを新たな「富山やくぜん」という観光資源として、普及に努めています。「新鮮な富山の食材を使用し、栄養や安心・安全面に配慮しながら、古くから健康面で効果があるとされる食材も加えたもの」「作る人が食べる人に、食材に関する情報を提供できること」を定義とし、調理人等が富山やくぜんに関する研修会に参加していることなど、6つの認定基準を設けています。

平成23年度の認定開始以来、年々増えており、現在45事業者、59品目が認定されています。ジャンルは和洋中、イタリアン、スイーツ、加工食品など幅広く、材料も多種多彩。令和元年度はエゴマを使った生餃子やおからを使ったサラダなど12品目が加わりました。利用客からは「食べた後に元気がでる」「見た目が良く、味もおいしい」など、概ね好評なようです。

「富山やくぜんガイドマップ」2020年版には、認定店・認定料理を写真付きで紹介するほか、薬業関連施設や薬に関する小話も掲載されています。医薬品メーカーがまちなかで営業するカフェなども話題となる中、富山市では認知度のさらなる向上に努めていくそうです。



「富山やくぜんガイドマップ2020」

企業立地マッチング促進事業(委託元:富山市)

# 富山市内で空き工場・用地等をお探しの方へ!

アクセス  
方法は  
次のとおり

検索サイト

空き工場 富山

検索

HPアドレス

URL <https://aki-toyama.jp/>

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の**空き工場・作業場・倉庫・工業用地・事務所**などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進(移転・増設・県外企業誘致など)に取り組む事業の一環として運営しております。

現在所有の遊休事業用不動産の**売却・賃貸**、または**取得・賃借**をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただきますようお願いいたします。

HOME 物件をお探しの方 物件をお持ちの方 事業内容 お問い合わせ リンク

**富山市の空き工場・作業場・倉庫・工業用地・事務所などの物件情報マッチングサイト!!**

空き工場、作業場、倉庫、工業用地、事務所など、不動産/賃貸情報や、物件のニーズを紹介。  
(非公開の物件もございます。お気軽にお問い合わせください。)

登録物件数(※非公開物件を含む)  
物件数: 654件 成約数: 305件

○本サイト活用で富山市空き工場等大規模修繕助成金の対象となります

News / Topics

- 08.01 とうやまの...エベータ・オフィスの空き情報を登録しました。(No.658)
- 07.29 富山...中名の作業所・倉庫・事務所を登録しました。(No.657)
- 07.28 富山...三の事務所(情報ビル)の空室を登録しました。(No.656)
- 07.27 富山...久保の作業所を登録しました。(No.655)

物件をお探しの方  
ご希望の条件で物件をサーチ。  
登録物件を検索

地図上にて簡単に物件を探すことが出来ます。

物件情報の登録・掲載は**無料**です。  
物件ニーズ情報も登録出来ます。

新着情報は**随時更新中**。  
非公開物件もあります

○物件募集中心!  
お持ちの物件を有効活用しませんか?  
お気軽にご相談ください。

○新着物件ニーズ(もっと見る)

- 買いたい 作業所
- 買いたい 富山市又はその周辺
- 買いたい その他

ホームページ画面の画像は一部加工しています

本サイト活用で「**富山市空き工場大規模修繕助成金**」の対象となります。

地図上にて簡単に物件を探すことが出来ます。

物件情報の登録・掲載は**無料**です。  
物件ニーズ情報も登録出来ます。

新着情報は**随時更新中**。  
非公開物件もあります

業務提携：(公社)富山県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会富山県本部

ホームページや本事業に関するお問い合わせ

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階  
富山県中小企業団体中央会 工業支援課 TEL:076-424-3686 FAX:076-422-0835

R1.8

令和2年6月1日発行

編集発行  
富山県中小企業団体中央会  
富山市総曲輪2-1-3 TEL:076-424-3686  
印刷所 第一共同印刷株式会社